

厚生文教委員会報告書

平成28年12月13日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 掛谷 繁

平成28年12月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第120号 備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第121号 備前市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第122号 備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第123号 備前市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について	否決	なし
議案第124号 備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査	—
議案第126号 備前市高校生等子育て世帯生活応援券交付条例の制定について	否決	あり
議案第133号 平成28年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第134号 平成28年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第138号 平成28年度備前市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第139号 クリーンセンター備前基幹的設備改良工事の請負契約締結について	原案可決	なし
議案第140号 備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第141号 備前市日生温水プールの指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第144号 平成28年度備前市病院事業会計補正予算(第3号)	原案可決	なし

<報告事項>

- 証明書コンビニ交付サービスについて（市民窓口課）
- 養護老人ホーム蕃山荘について（介護福祉課）
- 備前市介護予防・生活支援サービス事業について（介護福祉課）

<所管事務調査>

- 公共交通（路線バス運行経費）について
- 公共交通（建造船）について
- 伊部地区のこども園について
- 保育園の保育料について
- 日生地区のこども園について
- 伊里認定こども園の駐車場整備について
- 税務課前の長椅子のパーティションについて
- 市立病院における医療費等の支払い方法について
- Bポイント制度について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第120号の審査	2
議案第121号の審査	3
議案第122号の審査	3
議案第123号の審査	4
議案第124号の審査	11
議案第126号の審査	15
議案第133号の審査	23
議案第134号の審査	23
議案第138号の審査	27
議案第144号の審査	27
議案第139号の審査	27
議案第140号の審査	28
議案第141号の審査	29
報告事項	30
所管事務調査	39
閉会	48

厚生文教委員会記録

招集日時	平成28年12月13日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後2時21分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第8回定例会)の開催		
出席委員	委員長	掛谷 繁	副委員長	山本 成
	委員	橋本逸夫		田口健作
		川崎輝通		立川 茂
		西上徳一		星野和也
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	鵜川晃匠		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市民生活部長	大西武志	市民窓口課長	山本啓之
	税務課長	大岩伸喜	市民協働課長	眞野なぎさ
	文化スポーツ課長	大道健一	環境課長	大森賢二
	公共交通課長	坂本基道		
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	高山豊彰	保健課長	山本光男
	介護福祉課長 兼 医療福祉連携課長	高見元子	社会福祉課長 兼 臨時福祉給付金対策課長	杉田和也
	子育て支援課長 兼 こども育成課長	丸尾勇司		
	病院総括事務長 日生病院事務長	植田明彦	備前病院事務長 兼 さつき苑事務長	金井和字
	吉永病院事務長	万波文雄		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
傍聴者	議員	尾川直行	守井秀龍	石原和人
		森本洋子		
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○掛谷委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会します。

本日の委員会は、市民生活部、保健福祉部、病院関係の議案の審査、所管事務調査を行います。

それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第120号の審査 *****

議案第120号備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、44ページです。

皆様方の御質疑をお願いします。

○田口委員 取得できる証明書及び交付手数料が載っているが、住民票の写しがあるけど、これは本籍が載ったのが出るのか。

○山本市民窓口課長 これについては、多目的のその機械の中で選択をして載せているのが、意思として選択ができるような形になります。

○田口委員 それなら選択すれば本籍も出ると、間違いはないですね。

○掛谷委員長 山本課長、今、田口委員が言っていることと、手元にあるこの資料とは直接関係ありますか。

○山本市民窓口課長 後の報告事項でこの資料は説明させていただこうかと思っています。

○掛谷委員長 それでいいです、答弁してください。

○山本市民窓口課長 おっしゃるとおりです。

○立川委員 さっきの分ですが、手数料、決済方法はどうなるのか、現金か、カード決済か、お金を払う方法は。

○山本市民窓口課長 これは、コンビニに300円を払っていただいて、J-LISという日本情報機構が123円を取って、残りをうちのほうに納入していただくというような形になります。

○立川委員 いや、現金決済ということで、確定したらできないという捉え方でよろしいか。

○山本市民窓口課長 はい、そうですね。

○掛谷委員長 ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第120号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第120号の審査を終了します。

***** 議案第121号の審査 *****

議案の第121号備前市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行いたいと思います。

46ページになります。

質疑があれば、どうぞ、どなたでも。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第121号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第121号の審査を終了します。

***** 議案第122号の審査 *****

議案第122号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案全体で質疑はありませんでしょうか。

○田口委員 改正点をもうちょっとわかりやすく説明していただきたい。

○大岩税務課長 国民健康保険税の一部の改正の主なところですが、日本と台湾の間で二重課税を回避する等の措置を講ずるためにこの改正を行っています。通常ですと、条約で締結されているわけですが、台湾に限っては条約適用の条項がございませんので、台湾の所在の当市事務組合等を通じて得た特例適用利子あるいは特例適用配当等に係る個人市民税については、源泉徴収等を通じた課税ができなくなります。申告に基づく分離課税となりますが、国民健康保険税に限っては、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得について、従来どおり特例適用利子及び特例適用配当等の額を含めることとするために規定を整備するものです。

○掛谷委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第122号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第122号の審査を終了します。

***** 議案第123号の審査 *****

議案第123号備前市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

先に説明があるようです。

○山本保健課長 精神障害者医療費給付制度は、合併前の旧備前市吉永町で実施しており、旧備前市では昭和51年から実施をしています。当時は、精神科の病院が市内、近隣にもなく、岡山市内の病院に通院をしていました。そういったことから、医療費だけではなく、交通費も加えると経済的負担が大きくなっていったということで、通院が長続きせず、通院をやめてしまうという方も多かったようです。通院をやめてしまうということは、薬を飲まなくなってしまうということで、それがもとで症状が悪化して通院では対応がとれず入院をしなければならないといったケースが多く発生していたと、そして医療費の増大につながっていたということです。当時通院を必要とする人は、仕事をやめたり、仕事につけなかった人が多かったようで、大半の方が国保の加入者ということでした。

こういった状況をどうにかしたいということで、国保の医療費の削減ということを大きな目標として、国保資格者だけを対象とした給付制度が始まったということです。しかし、現在では、市内や近隣にも精神科のクリニックができ、通院にそんなに多額な経費がかからなくなりました。また、現代社会はストレス社会とも言われているように、多くの人がストレスにさらされながら生活を送っています。最近では、軽度な症状の人も多く、病院に通院するようになり、社保加入者の割合も4割近くになっています。そういったことから、国保の方だけの助成は平等性を欠いているという状況になっています。さらに、備前市が合併した当時、県内で一部の市町、和気町、合併後の美作市が実施をしていましたが、現在では県内で備前市だけの実施となっています。

また、県の制度で、自立支援医療費の制度というものがございます。これは、精神疾患の治療のために県から指定を受けた医療機関に通院する場合、通院医療費の自己負担の割合が通常3割負担ですが、原則1割負担にするという制度がございます。自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得に応じて月額自己負担上限額というのが設定されています。定められた上限に達するまでは、1割の自己負担となり、上限額に達しますと、それ以降自己負担額はなくなるという制度がございます。上限額については、2,500円、5,000円、1万円、

2万円の4段階がございます。

市のこの精神通院医療費の給付といいますのは、この県の制度を利用した後に自己負担したものを全額補助という制度でございます。国保加入者や後期高齢者医療制度の加入者は、比較的収入の少ない方が多いので、大半が限度額2,500円ないしは5,000円の方です。ちなみに、平成27年度の年間補助額は約600万円で、1人当たり月額2,000円弱を助成しているという状況です。こういったもろもろの状況を総合的に判断して、平成29年度をもって廃止をさせていただきたいということです。

○田口委員 課長、余り長く言うたから、最後のところでちょっとわかったけど、例えばよそもしていたがやめたと、それなら県内で保育料無料、幼稚園無料の市町村、何件あるのか。

○掛谷委員長 担当者が丸尾課長だけど、わかりますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 確認をさせていただきます。

○田口委員 何が言いたいのならというたら、独自の施策をするのが好きじゃがな、備前市は。あれもただにしましょう、これもただにしましょう、高校生にも5万円やりましょうと、何かそれとの整合性が全然ない話。よそがしてないけど、こういうこと備前市はしていると言っているのを、やめたらあかまあ。

○山本保健課長 医療面での助成というのは、ここでやめさせていただきたいと考えていますが、今後については、ソフト面での精神保健事業のほうに力を入れていきたいということで、そういったところにお金を使っていきたいというふうに考えています。

○田口委員 口では上手言うけど、はっきり言ったら、目に見えない話だ、ソフト面で支援するというのは。これは確実に今の話でいくと、1人、2,000円弱が目に見えるじゃないですか。たかだか年間600万円の話。高校生の5万円にしても相当な額だ。あれもただにしましょう、これもただにしましょうというのが備前市の今のいいところじゃ、なあ。それに違反したらあかんわいな。これに市長がよう決裁印押したのが、私不思議でしょうがない。何かあります、言いたいこと。

○山本保健課長 ソフト面での事業で目に見えないということを委員おっしゃられますが、もう少し具体的に言わせてもらいますと、今後については、例えばですが、統合失調症の方を家族に持つ紅葉会とも連携しながら、さらに充実した事業をやっていくとか、あるいはピアサポーターの育成であったり、そういったところにお金を使わせてもらいたいとか、また自殺者対策ですが、自殺者の半数近くが鬱病などの健康問題が原因だというふうに言われているわけですが、自殺対策計画等の策定も視野に入れながら、自殺対策に取り組むような検討も今後していきたいということも考えています。

そういった中で、またゲートキーパーの育成であったりといったような具体的なことも計画に練り込んでいき、そういったところで今後予算をお願いすることもあると思いますが、その際はぜひお願いしたいと考えています。

○**田口委員** 紅葉会の話が出たので、紅葉の人たち、少ない補助金を何でふやしてくれないのか、幾ら言うてもふやしてくれないと一生懸命言っているのに、それを紅葉の会として支援するだ。そりゃあ支援するのであれば、既に支援しとかなければいかんが、なあ。たらたら言われるで、相手にされない言うて、けんもほろろに。何かを広報に出してくれと言っても、出してもらえないとか、もう。それを今度支援するわけかな、今まで無視していた団体を。もう無視に近いがな、あんたらのしていることは。

○**山本保健課長** そういった細かい状況が私の耳に入ってないところもございまして、今後しっかり話し合いをしながら充実した保健事業ができるように努めてまいりたいと考えています。

○**川崎委員** この廃止の基本的な考え方が国保の精神障害の患者だけ無料にしていることに不公平感があるということですが、社会保険に入っている方が4割、国保の方が今6割という説明がありました、その4割の人は実際今補助が出てなくて、4段階ありますが、どういう、1万円、2万円の段階ですか、社保の方も2,500円から5,000円、そういった方々もおられるのか、どうでしょうか。

○**山本保健課長** 国保の方は2,500円ないしは5,000円の方が大半ですが、社保の方については、やはり仕事をしながら通っているという方が多いので、一番多いのが5,000円ないしは1万円の上限の方が多いという状況です。

○**川崎委員** そういうことなら、国保の方には平均で2,000円ぐらいになるということで、格差をなくす意味では、社保の方にも最低限、今なかなか福祉に回す予算がないということらしくて廃止なのかもしれないが、やはりいいことなので、少しでも通院して精神障害がなくなって社会復帰できることがいいことなので、国保だけではなく、社保の方にも対象を広げたとしても、6割で600万円だったら、4割ふえても率から言えば400万円ふえるだけの話だと。やっぱりそういう改正こそ市民の方、障害を抱えた方は、望んでいるのではないのでしょうか。そういう考え方は、格差なくする上では積極的な解決方法だと、私は考えますが、いかがでしょうか。

○**山本保健課長** 先ほど6対4ぐらいの割合だから400万円ふえるだけではないかというお話がございましたが、限度額のほうが社保の方は上限が高いといったことで、単純に400万円ということにはならず、もう少しふえるということが予想され、トータルで恐らく一千数百万円程度の金額が必要になるというふうに想定しています。

それから、今現在、国保の方については、国保のデータは市の所有なので、レセプトデータ等を市が持っているといったことで、申請の際にそういったレセプトデータをもとに実際に払った金額等を確定して、支払いの手続を行っていますが、社保の方については、そういった情報を持っていないということもあって、なかなか申請手続も煩雑を要するといったことから、昔のほかの市町村がやっていたときにも対象を国保に絞っていたという状況でして、もう一つのデメリットとしては、事務的なことが非常に難しくなるということが想定されるということです。

○川崎委員 無料化とかということになれば、一件一件つかんでということになるが、格差をなくすことが廃止の基本的な理由であれば、国保と同じぐらいの金額をまず援助してあげれば、私は格差がなくなっているのではないかと思います。ですから、申請主義かなんかに基づいて社保の方にも通院の一部だけれども、平均月2,000円、年間2万4,000円か、3万円ぐらい、社保と考えても不平等がないぐらいの金額を推計できるわけだから、そういう改正をやっていただくことが住みよいまちづくり、高齢者の方も若者を含めて精神障害の方がいると思うので、そういう方が住みやすい備前市という意味では、消去主義で格差をなくすのではなく、積極的な方向で格差をなくしたとしても、一千数百万円ということであれば、今億単位でふるさと納税も入っていることだし、はっきり言いまして、納税する側の人は福祉、教育にしっかり使ってほしいというのが大半だというアンケート結果があったと思う。やっぱりそういう趣旨にも応えられると思いますので、いろんなソフト、これかこれかの選択ではなく、両方へ張るような総合的な福祉施策をすることこそ、やっぱり行政の仕事ではないかと思いますので、こういう後ろ向きの格差をなくす、廃止だという方向は絶対に私は認めない。県下の市町村がなくても、備前市ではこういうことも維持して、やっぱり社会的ハンディを抱える弱者の方に、温かい行政をやっているという、いいことは残していくべきであり、発展させるべきだと思いますので、絶対こういう改正は反対です。いかがですか、そういう積極的な解決方法というのは、できなかったのでしょうか。

○山本保健課長 市としては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で、こちらを廃止させていただいて、今後の精神保健事業に力を入れていきたいという判断でこういった条例を上げさせていただいています。

○西上委員 山本課長の肩を持つわけではないが、私も身体障害者ですが、精神障害者の方にこういう半額を補助していただいていたわけで、ほかの障害者も同じようにされるのであれば、私らの障害者も納得できますが、精神障害者だけが半額でしたら、ほかの障害者の方は納得できませんので、今回ほかの障害者と合わされるということで、山本課長のとおりだと思います。どうでしょうか。

○山本保健課長 精神障害者の方以外の制度について、私が全て熟知していませんが、ほかの障害を持っている方について、全てが全額負担で治療を受けているという方ばかりではないと思いますので、そういった障害者全体を考えると、今西上委員の言われたとおり、平等性を欠いているという面もあったかというふうに考えています。

○橋本委員 今までの議論を聞いており、恐らく歴史的な経過、経緯があると思います。精神障害者のみに対する助成制度と、他の障害に対してはそこまで手厚い保護はなかったと。特別に精神障害者のみにこうしたというのには、大きな理由があったと思います。それを平成29年度末でもって全部撤廃すると、その理由は他の自治体が撤廃しているから備前市もそれに倣うということですが、1人月間2,000円の交通費補助をされている精神障害者の方、あるいはそ

の家族の方の御意見とかは聞かれましたか。もう一方的に切って捨てるということではなく、それらの恩恵に浴している方の意見を聞きながら、行政というのは進めていくべきであると思う。そういった方の意見を、まず担当課は十分聴取されたのか。

○山本保健課長 十分調査したかということですが、十分かどうかということは、聞かれますと、多くの方には意見を聞いていませんので、今委員が言われた十分な意向というのは聞いていないという、市のほうである程度判断させていただいたということです。

○橋本委員 多くの方には聞いてないにしても、少ない方には聞かれて、ああもう廃止してもらっても構わないという、その返事だったのか。それで、このように今まであったサービスをカットするという事になったのか。

○山本保健課長 やはり今まで恩恵を受けていた方々からすれば、もちろん継続してほしいという方が恐らく大半だろうと想定はされます。

○橋本委員 一たびこういうサービスをやりますということで、その制度をスタートさせたら、なかなか縮小したり撤退する、廃止するというのは難しいわけです。そういう恩恵に浴した人たちが、それがなくなると、いや困るわと言われるのは、私は常だと思う。だから、それに十分な、例えばもう備前市が財政的に逼迫してもどうにもならないと、この年間600万円の予算を切ってほかにもっとこんないいことをするからと、いいことしてからやればいいのに、もし廃止するのであれば、私はそう思います、皆さんの議論を聞きながらね。ただ、他の自治体がもう廃止しているからうちも廃止するというのは、大きな理由には、私はならないと思いますね。

○掛谷委員長 答弁は。

○橋本委員 よろしいわ。

○川崎委員 西上委員から一般の障害の意見を言われました。それも一理あるが、肉体的な障害の場合には、治療すれば大体完治か、それ以上もう手がなかなかつけられないということもあると思うが、精神障害の場合は、鬱病を含めて常に継続反復的に起こる可能性があるもので、私はこういう援助が出たのは、やはり通院の回数が多いと、年間通じて。そうしたら、すごく財政的負担も大きいというのが、精神障害、特に国保という低所得者の障害者の方に対して、少しでも医療費負担を軽減しようというのが趣旨で、昭和51年からできているのではないかと。

ですから、同じ障害者にはかわりないが、年間の通院費なんか相当違ってくるところにこういう補助金を出して、何とか早く完治していただくという流れがあったと思うので、これは国保加入者だけではなく、社保にも拡大することこそ、求められていることで、そういう中でまだ手厚い援助ができるなら、肉体的な意味での障害の方にもそれは広げていただければ結構ですが、まず今あるものを守りながら少しでも発展という意味では、社保に加入すること、一定額を同じような金額を申請主義に基づいてやることによって、私は格差がなくなるという考え方は、平等性があると思うが、執行部はそういう平等性は考えられませんか。

○山本保健課長 そういった考え方もあろうかと思いますが、市としては先ほど説明させてもら

ったように、廃止させていただいて、またほかのところにそういったものを別にお金を使わせていただきたいということを考えています。

○掛谷委員長 ちょっと委員長、交代。

[委員長交代]

○山本副委員長 交代します。

○掛谷委員長 精神障害の場合、この背景、設立した当時、この周りにも精神的な者を取り扱う病院、岡山とかそういうところに通わざるを得ない時代だったと思います。市内でも精神的な患者の方が受けられるということが、今はできていると思う。だから、その時代背景といわゆる岡山へ行かないといけない、通院をするときに、相当負担がかかる、それで続かないという逆行感があったようなこともあったりという説明があった。私はその辺が気になるわけで、精神障害の方が備前市内で受けられるところがあるのか、そういう意味で解消してもいいのではないかといいことをおっしゃられることについては、異論はないかと思う。

サービスの低下というのは、どこまであるのかは私もよくわかりませんが、市内にそういうところがあるのか、それから他市町村はなぜこれをやめていったのか、わかれば教えてください。

○山本保健課長 他市町村の具体的な理由は、聞いていませんが、私が先ほど説明させていただいたように、昔は岡山の病院、例えば林病院であったり、岡山県立病院、今は精神科医療センターといった病院、あるいは慈恵病院、万成病院といった大きな病院へ通っていたようですが、岡山まで恐らく電車等で行かれ、そこからバスなりタクシーなりを使って行かれていたと聞いています。そういったことで、どちらかというと逆に医療費よりも交通費でお金がかかっていたような人もたくさんいたということを聞いていました。

そういったことから、長続きせずに通院が途中やめになってしまっていたと。昔は、統合失調症の方、比較的重たいような方が多かったということで、今は逆に本当に鬱病といったような方が働きながら……。

○掛谷委員長 ちょっと短く言ってください。

○山本保健課長 ということで、多かったということでございます。

先ほど近隣での病院ということで、備前市においては、伊部にびぜんクリニックができています。それから、吉永病院も週2回ですが、精神科がございまして。そして、近いところでいくと、瀬戸にせとメンタルクリニック、西大寺にもさとうクリニックといった病院ができていますので、それほどお金をかけなくても近いところへ行けるという状況に、今は変わってきています。

○山本副委員長 委員長、かわります。

[委員長交代]

○掛谷委員長 田口委員。

○田口委員 非常に言いづらいが、課長、さっきスクラップ・アンド・ビルド、そういうのに該当する話ではないと、私は思う。

それと、どう思うてもあんたらは、税務課の長椅子相談ではないけど、市民の個人情報、プライバシーを守ろうとしない。近くにできましたというて、私だったら言うかもわからないが、私精神障害であそこへ通よりますいうて。地元へどんどん行きようたら、あんたどうしたのという話になるでしょう。そんなことは考えないでしょう、近くにできたからというて。ほんなら瀬戸に行ったら近いのか。瀬戸に行くより岡山に行くのも一緒でしょう、値段は。電車でどうやっていくのか、赤穂線乗り継いで東岡山からまたUターンするとか、近くにできたからというて、距離にして近いだけだ。どうもあんたの言うのはな、説得力に欠けている。もうちょっと市民のプライバシーに配慮したやっばり行政をしてほしい。断固として私は反対する、部長には申しわけないけど。

○立川委員 本当にこれ、もともと精神保健福祉法の32条の通院の公費負担というのが原則になっていたと、私は解釈しています。その当時は95%、もうこれは余り言えないが、住民税の非課税世帯はゼロ、負担なし。この根底にある考え方というのが、生活が成り立たないわけですね。さっきおっしゃっていたが、就労ができないわけです。その支援ということで今やっておられます。先ほど話が出たように、身体障害、知的障害、精神障害、3障害あわせて自立支援法、精神障害以外は手帳が出ていろんなサービスが受けられているわけです。ところが、精神障害だけはおっしゃったように見た目わかりませんね。この人は精神病かなあ、先ほどおっしゃいました統合失調症であったり、譫妄であったり、鬱、躁鬱というのは、見てわからない可能性が多いわけです。それとあわせて、この人完治したというのはわからないわけです。それだけに、この法が、こういう公的補助をさせているわけです。今、山本課長がおっしゃったように、1割負担であったり、それから限度で2万円以上ということになっています。これも1年間ですよ。以前の32条申請は、2年だったわけですよ。その中で、本当に精神障害者の皆さんを応援しようという制度です。先ほどもいろんな議論が出ていましたが、身体障害、知的障害とは、ちょっと違うというところがこの32条ができたもです、生活が苦しいわけです、就労ができないわけですよ。これをよくお考えいただいて、外見だけでは判断できないところがあるので、本当に生活保護世帯、山本課長がおっしゃったように、生活保護世帯は免除されているでしょう障害者自立でも。というところなので……。

○掛谷委員長 もうちょっと端的に。必要ですか、答弁。

○立川委員 結構です。終わります。

○星野委員 この条例改正案が可決された場合、平成29年2月から順次施行となっているが、周知の時間は十分だと思われますか。

○山本保健課長 この条例がもし可決されれば、個別に対象の方に御連絡させていただこうと、文書でお知らせをさせていただこうというふうにも考えています。

○星野委員 周知は個別に対応するだけで、そのほかは考えていないのか。

○山本保健課長 もちろん広報等での周知もあわせてやらせていただく予定です。

○星野委員 広報は何月号に掲載される予定ですか。

○山本保健課長 今月の下旬に結論が出るということになりますので、早くても2月号広報以降になろうかと思えます。

○掛谷委員長 ほかにはよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了します。

これより議案第123号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、これより挙手による採決をいたします。

本案は原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、議案第123号は否決されました。

少数意見の理由はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第123号は否決ということで審査を終了します。

***** 議案第124号の審査 *****

議案第124号備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

101ページです。

○星野委員 園によって預かり保育の実施時間が違うはずですが、今後はどうするつもりでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 預かり保育については、今幼稚園で行っています。その中で、無料化という中で、平成27年度には、4歳、5歳が無料化と、今年度から1歳から3歳が無料になり、現在幼稚園における預かり保育は無料となっています。その関係で、今回、こども園における幼稚園の預かり保育もここで見直しを行って無料ということで提案させていただいています。

預かり保育は、幼稚園が2時から3時までが通常預かり保育して行っています。あと日生、吉永地域の幼稚園は、6時までの預かり保育とさせていただいています。

○掛谷委員長 内容をもう一回きちっと言うてください。

○星野委員 園によって違いが発生しているのではないですか。通常時もですし、長期休暇時も時間が違いますよね。それを今後どうしていくかという質問です。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 確かに委員おっしゃられるように、多少時間等に差が出てきています。今後、要望等を聞きながら、園等を含めて協議していきたいと思っています。

○西上委員 備前北認定こども園という名称にした経緯について教えてください。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今までのこども園については、現在3園整備をしているわけですが、今までの園については、既存施設を改築して利用した施設ということで、そのままの名称を使用しています。今回の吉永については、新築ということもあり、備前市の位置づけの核としての位置づけに至るといふふうに判断しています。その中でこういった名称にさせていただいています。

○川崎委員 今度たしか吉永病院の隣でしたよね。あそこの地名は何というのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 吉永中です。

○川崎委員 地域住民に愛される施設という意味では、そこに建っている地名をやっぱり名前につけるのが一番わかりやすいというか、市外から移転してきた方もわかりやすいと。備前北といったら一体どこが北なのかと思う、八塔寺の辺かなあと思ったりする人も出てくると思うので、やっぱり吉永なのか、吉永認定こども園という、認定こども園というのは、初めての名前だと思うので、以前の吉永保育園だ、吉永幼稚園という名前と混同されることは、私はないと思うので、別にこの条例をつくることに反対はしませんが、名前については抽象的なものよりもより具体性のある名前に、こども園の名前をかえることのほうが愛される施設になると思うが、いかがでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 委員のおっしゃることは重々わかります。その中で、やっぱり先ほど言いましたように、ひとつの備前地区の大きな施設という中で、位置づけとしてこういう名前にさせていただいています。

○橋本委員 全然理由になっていない、新築だからこういう名称にしたというのは。私も何でこんな名前にしたのかと、子育て支援課のほうで、あんたらが決めたのか、それとも誰かがこういう名前にせえと指示があったのか、そこら辺を教えて。あるいは市民からアンケートをとったとか、保護者からアンケートとったとかというようなことはしていないでしょう。何でこんな名前をつけるのか。私は、吉永認定こども園ですっきりして一番いいのに、何で備前北とつけるのかなあと思って、不思議に思っていました。私は、こういう条例案の改正は、ちょっといかがかなと思います。これでもう名称が決定してしまうでしょう。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 このたびの名称については、先ほど課長から説明しましたが、今回の吉永については、新たなところから作り上げたということで、これから末永く使っていただく園となります。そうした中で、備前が合併してもう10年過ぎたわけですが、備前地域の中での核付となる施設として、今後ずっと使っていくという意味を込め、備前の位置関係等から備前北という名前をつけさせていただいています。これについては、庁議の中で愛称の募集もあって、その決定の際にいろいろと協議もして、そういう形で最終的に決まったものでありま

す。

○橋本委員 庁議の中でみんなして決めたということ、前にもこれはみんなして決めたからというて、誰が決めたのか、誰がそういう発案をしたかというのは、全然出てこなかったが、私はこれには異議があります。未永く使うからと、それでは伊里の認定こども園や三石や片上や、未永く使わないのか。あれ将来ずっと見直して、例えば備前東認定こども園とかというように名称が今度かわるのか。私は、やっぱり、普通に考えたら、吉永認定こども園にするのが一番わかりやすくていいと思う。今からでもそのようになりませんか。そういう意見ありませんでしたか、庁議では。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 庁議の中では、そういう意見はございませんでした。伊里とか三石、片上もですが、こども園を整備してまいりまして、これについてもまだすぐに廃止するといったこともありませんし、施設もまだ使える、十分と思います。そうした中で、既存のこども園については、既存施設の利用ということでもありますので、耐用年数については新しくつくったものより短くなるというような考えをしています。

○西上委員 今、部長が愛称も募集されたと言われていましたが、愛称が決まったのであれば、決まった名前を教えてもらえたらと思います。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 愛称は、募集して、おひさまこども園に決まっています。

○山本副委員長 公募されたのでしょうか。何件ぐらい公募がありましたか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 公募して37件の募集がありました。

○山本副委員長 37件あって、おひさまこども園に決められた理由は。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この中から保護者の役員の方に3点ほど選んでいただいて、おひさまこども園、なないろこども園、みらいこども園、この3点を選んでいただき、その中で最終的に庁議の中で決定をされています。

○西上委員 備前北では、ちょっと認知されにくいので、やっぱり広報等で吉永地域にある認定こども園ということで何かでお知らせしてもらって、それから今さっき言われた備前北に移行していくという格好にはならないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今の段階では、備前北という名称でお願いしたいと思っています。

○星野委員 預かり保育に戻りますが、先ほど要望に応じて実施時間を考えていくという話ですが、現在備前地区では長期休業中等を実施していないから、保育士、教諭の確保はできるのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 確におっしゃいますように、保育士の募集はしてはいくわけですが、なかなか実際には集まっていないのが現状です。ですから、実際にその預かり保育の延長といった場合には、当然保育士の確保という格好になりますので、その辺との兼ね合いもあろうかと思っています。

○田口委員 例えば、吉永を北にするのなら、例えば西と東と南が、こういうことで、例えばつくったわけだけど、もう片上もひっくるめて、伊部に建て直すから、そっちを西にするとか、日生も建てかえて、東にするとか、それなら南をどこにするのならという話で、そういう全体のシナリオがあって、じゃあ吉永を北にしましょうというならええよ、だけど勝手に、吉永だけ北にして、できたら最終的に備前北認定こども園というのが1個北だけ残ったと、あとは全部いろいろな地元の地名がついてわかりやすいと。第三者が聞いたら、こんなもんどこにあるのかわからない。まあ誰が発想したか、その想像もつくけど、これは委員長、休憩して修正じゃあ。

○掛谷委員長 ほかには、もう意見はないですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 先ほど西上委員から吉永地域の名前がわかるようにというお話があったわけですが、執行部としてはこの備前北ということについては、庁議でもう決定させていただいている部分ですので、このまま行かせていただきたいと考えているわけですが。

もう一つの名称がございます。おひさま、今回はこども園ですが、その名称を使う際に、地域の名前をつけるということは検討できると思いますので、そういう方向は検討させていただきたいと思います。

○掛谷委員長 委員長から聞きますが、それは吉永おひさまこども園ということになるのか。愛称ですか、これは。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 そういうところに吉永ということをつけるのも一つの案として考えて検討したいと思います。

○掛谷委員長 ちょっとかわります。

[委員長交代]

○山本副委員長 かわりました。

○掛谷委員長 正式には、備前市立備前北認定こども園でお願いをしているということでいいですね、執行部は当然書いていますが。

今のおひさまは、愛称ですね、あくまでも。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 はい、愛称でございます。

○山本副委員長 委員長、かわります。

[委員長交代]

○掛谷委員長 かわりました。

○立川委員 先ほど庁議で決まったとおっしゃっていたが、庁議は全員一致ですか、賛成多数ですか。それだけ教えてください。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 全員一致です。

○掛谷委員長 休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時49分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き委員会を開催します。

先ほど皆さん方の御意見の中で、このネーミング等のこと、御協議あって反対ということでございますが、これは執行部の提案権の専属にかかわる事項ということで、とりあえずきょうは採決をせず、継続審査として、次の委員会、文教のときに正式に決定していきたいと、このように取り扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○橋本委員 きょうのこの委員会の雰囲気ぜひとも執行部に伝えて、というのが文教委員会のときにこれを否決してしまったら、修正ができないで否決ということになれば、また議案を差しかえてもらって、またこの委員会を開かないといけない格好になりますので、できれば追加議案とか、あるいは議案の差しかえというようなことを執行部に委員長として要請していただけたらと思うが、いかがでしょうか。

○掛谷委員長 はい、できることをそのような形で頑張ってみますので、一任をして……。

○田口委員 例えば、今かえるとしたら、異議なしでいくわけですよ、それぐらいな気持ちですよ、全会一致ですよということを言うとかにやああかん。どうせまあ議会で、またどがいかなるとかというように、そりゃあ思われぬように。

○掛谷委員長 はい、わかりました。

ただいま田口委員からのお話がありました。ここで皆さん方委員の議案第124号の第2条のところの備前市立備前北認定こども園が不適切ということなので、これは委員会全会一致で修正をするということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃそういうことで取り扱って。

〔「修正は」と呼ぶ者あり〕

それは、必ずできるかどうかはわかりませんが。はい。皆さんの御意思はそういうことで。

〔「この名前では賛同できん」と呼ぶ者あり〕

できないということでしときますので、執行部ともまた協議していきたいと思っています。

それでは、議案第124号については、本日は継続審査とします。

***** 議案第126号の審査 *****

議案第126号備前市高校生等子育て世帯生活応援券交付条例の制定についての審査をします。

○橋本委員 保健福祉部長にお尋ねするが、これさきの9月定例議会で、この部分は否決というか、修正をされて今日に至っているが、ここで条例をこのようにこしらえて出してきたということで、私一番おかしいと思うのが、何でこの高校生の世帯だけをこの条例に盛り込んだのか、中

学生以下1万円、あるいは高齢者1万円、そういうものがあつたのに、それをあえて高校生だけに条例を限定したのはいかなる理由か。

それと、この条例案を起案したのは、また保健福祉部みんなで決めたのか。上からの指示、要請はなかったのか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 今回の高校生の提案をさせていただいた理由については、高校生等については、前回の審査の中での御議論の中でも、やはり教育の経費の負担が大きという御意見もありました。金額的な話で、前回5万円ということで提案させていただいたわけですが、そうした全体経費の中で一番何もかにもと、高校生、それからゼロ歳から中学生、それから高齢者ということになって、全部今のまま考えると、全て合わせますと2億円ほどの財源が必要となってまいります。そうした中で、高校生についてはやはり御父兄の負担も大きいということの中から、まずは高校生を提案していきたいということでありました。

○橋本委員 まずは、高校生を提案したと言われるが、既に高齢者70歳以上、中学生以下1万円というものは、もう実施されているでしょう。高校生がおくれて出てきたわけではないか。まずはというようなことは、当てはまらないし、今回この分は9月定例で修正されたのと、ほとんど何ら変わらないわけです。ただ、それを条例としてうたっただけです。毎年その世帯に1人5万円の商品券をあげますよというて、これ条例制定したら毎年やらなければならないわけです、条例廃止するまでね。それならば何で中学生以下の1万円のほうをこういう条例に盛り込まないのかという理由がわかりません、私はね。ただ、これ条例にこうやって制定をしたら、賛成してくれる人ができるわけですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 前回の御議論の中で、9月のときにそういう継続的な制度となるのかという御意見もございました。そのほかにもいろいろと御意見をいただきましたが、そうしたものを含めて考えた上で、今回の提案とさせていただきます。

もう一点、質問の中で、うちの部で考えて出したのかということではありますが、9月定例会以降、その流れを受け、部内、あるいは教育関係とも審議をして、今回の提案となっています。

○橋本委員 部内で何回ぐらい会議を催されたのか。

それと、9月定例で修正、否決されたのかという理由を、あなたたちはっきり把握しておりますか。こういう一過性で、ただお金、商品券ですが、商品券をあげようということでは、これはおかしいではないかと。例えば、通学費の補助とか、無利子の奨学金とか、そういう制度として高校生の持つておる家庭を支援する、こういうことだったら理解できるが、ただお金なり商品券をばらまくというのは、おかしいよと言うたら、今回それをただ条例に文言として書いて出してきただけで、じゃあ以前の中学生以下の1万円はどこに行ったのかと、これは条例化しないのか。おかしいでしょう。整合性がとれないでしょう。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 回数については、正確には覚えていませんが、複数回の審議はしています。

それから、今回本当になぜ高校生かということですが、執行部としては、一般質問の中で市長が答弁しているように、最初に当初の時点でプレミアム付商品券の、高校生世帯とか、子育て世帯とか、高齢者とか、そういう区分をつけて提案させていただいたのは、地域経済の循環をよくするという考えでございました。その中で、今現在は子育て世帯、高齢者については、その後6月補正でいただけまして、実施させていただいています。残りの高校生について執行部で考えていったものがまだ実施できていないということで、今回の提案となったということです。

○橋本委員 私は、そんなことを聞いているわけではない。中学生以下1万円の子育て支援ということで商品券を進呈したわけでしょう、我々で言えばばらまいたわけでしょう。それを条例化せずして、後から出てきた高校生5万円だけを条例化するというのは、片手落ちではないのかと言っているわけです。私は、ここで条例化するならば、中学生以下の1万円だってここに当然加味すべきだと、それでこそまだ幾らか整合性はとれます。

最初のほうの答弁で、お年寄り、中学生以下1万円、それからこの高校生の5万円、そういったものを全部ひっくるめたら2億円からになると、年間2億円からの持ち出しになると。そういったことをあえて条例にうたうのであれば、制度化しなければならぬでしょう。私は、そういう財政負担をこれからずっと備前市がやっていくというたら、大変なことですよ。だから、何でもこれは条例にまでする必要があるのかという、私は気がしています。

一過性でふるさと納税がたくさん入ってきたから、もうちょっとみんなに還元しようかということで配るなら、まだ幾らかある。これ条例にすると、条例廃止まで毎年毎年ずうっとやっていくわけですよ。その覚悟があなた方にあるのか。私らにはないね。いかがですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 財源については、一般質問の答弁の中にもありましたが、これについては可決をいただいた場合には、事務事業の直し等も含めて確保に努めるということで、財政当局からいただいています。

○田口委員 本会議の一般質問の中で、ちょっとだけ話がずれるが、森本議員も言われていたが、大東化成とセリオの間の通学路の整備の話で、お金がたくさんかかるからとか、地権者が、相手がいるから大変だという話をされていました。こっちは、命を守る話です。命を守る話を先にせずに、こういうことをする、教育委員会のフューチャースクールもそうですけど。どうも基本的な考え方が、部長、今の備前市は間違っていると、私は思う。命を守るのが先ですよ。そして、先ほど高校生、お金かかると言われました。時代は違うが、うちも同級生がいるから、1学年ね。また3人も高校へ行ったときには、それは大変でしたよ。それを命がけでやっぱり行かそうとするのが、これまた親ですよ、ね。安易にお金をもらえば、そこでやっぱり気の緩みもできるわけですよ。本当に大変な家庭に渡すならいいですよ。一律配るというのは、やっぱり来年市長選挙もあるし、現職の手前のいいばらまきですよ、はっきり言うて。そういうのをやっぱり担当部は抑えなければあかんのですよ。今はやめときましようとか、1年おくらせましようとか、現実的にはそういう話ですよ。そして、未来永劫に人口が消滅自治体に指定されているわけだし

よう、備前市は、ある学者によると。あの人が正しいか正しくないかは、別にしても。

そういう自治体が制定する条例ではないですよ。答弁は求めませんが、そういう考え方もできるじゃないですか、ねえ。

○川崎委員 15歳から18歳になっているが、片上高校については、対象になっていないというのは、私は理解に苦しむ。18歳以上の社会人として頑張っている中で片上高校に行っている方は、対象外にしても構わないと思いますが、15歳から18歳の方は、アルバイトをしている方もいるかもわかりませんが、本当に経済的に困って夜間に行っている方もいると思うので、片上高校に通っている子供たちも18歳までについては、ちゃんと5万円の援助が出るのかどうかを確認したいと思います。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 あくまでも年齢の関係で、16歳から18歳までを対象にしています。ですから、片上高校へ行かれています20歳以上の方は今回対象にはなっていません。

○川崎委員 15歳から18歳の備前市に住居を置く子供たちは、片上高校に通っている子供たちにもちゃんと5万円の対象になるわけでしょう。全然違う、20歳以上のことは聞いていない。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 申しわけありません。通っております高校生の世代、年齢要件が合えば対象にはなります。

○川崎委員 田口委員もちょっとばらまきではないかという言い方をしていたが、私は頑張って田口委員ぐらいの中流家庭であれば3人でも高校に行かせていただけるだけの収入があるでしょうけど。現実には16.何%、中国5県でも一番子供の貧困率が高い、そしてうちではまだ実施されていないと思うが、岡山市や倉敷では朝食を食べられないということで、こども食堂なども月に何回とか週1とかやっている現状があります。そういう中では、市外に通っている子供たちには通学援助というか、定期券の一部になり、それから緑陽に通っている子供たちには、参考書なり学習意欲を高めるためにそういう5万円、生活費が商品券で浮くわけだから、その家庭では。私は、ぜひそういう本当に一生懸命家庭が貧困でありながらも頑張っている家庭に、やっぱり重点を置いて、一律がおかしいということもありますが、私は教育分野というのは、保護者の所得によって格差をつけるのは、教育上非常によくないと。やはり、おまえのところはもらっているのか、貧乏人の家とか、うちは要らない、裕福な家庭とかという優劣の意識とか、差別意識とか、やっぱりそういうことを生まないためにも、一律出すべきだろうし、やはり九十六、七%だったと思う、高校進学率。本当にもう準義務教育の分野だと、高校までがという意味では、私はいつも思うが、あの貧しいキューバでさえ保育料と大学までの教育費は全額無料になっている、キューバでできることが、この先進国である日本でできていない現状、それを少しでも末端自治体が克服できるなら、教育のまち備前という名前にふさわしい、確実に教育条件の整備というのは、絶対に必要だと考えておりますので、ぜひこれは条例化して、財源が乏しくなれば公共

投資を少しでも節約して、こういう住みやすい教育条件の整備をより推進すべきだろうと思います。答弁はいいです、私意見として述べたので。

○橋本委員 ただいまの川崎委員の意見に反論があるが、教育は全部公平にせえと、今教育だって、要保護、準要保護の生徒たちは、給食費から修学旅行の積立金とかもろもろの教材費、そういったものを公費で負担して、一般的に収入のある家庭は、そういったものをそれぞれ保護者が負担するという格好になっているわけですよ。何でこれだけ、所得制限も何にもつけずに、ただ一律に18歳から16歳まで1人5万円ずつ、はいあげますと、所得制限をつけようという発想は一切、高山部長、なかったのか。もうとにかく何でもいいから対象者皆に1人5万円ずつの商品券をとというような、あなたたちは部内で協議をされたわけですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 今回の検討の中では、そういう考えはありませんでした。

○橋本委員 以前からそうですよねえ。そういう国がやる施策でも、例えば3万円の生活応援券を出すにしても、住民税非課税世帯とか、あるいは扶養者に入っていないとか、もろもろの条件がついていました。これ何の条件もついていない。ただ、備前市内で16歳から18歳までの子に1人5万円ずつあげますと、こんなおかしな話はないわ。私は、やっぱり当然、真に必要とされている方は、それは川崎委員が言われるようにあると思います。そういう方には、支援してもいいですが、もう要らないという世帯だってあると思う。だから、当然そこら辺には所得制限をつけるなり、何らかの方策をしなければならないのに、これはもうばらまきとしか捉えられないと思います。来年の市長選以降に、やっぱり同じことをあなたたち提案されますか、もしここで否決されたら、どうでしょうか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 今、市長選以降の提案についてということですが、それはそのときの執行部の中で検討をして決めていかなければならないことというふうに考えています。

○橋本委員 市長は、この間の一般質問で、ここで否決されたら、来年の2月定例でも、また提案しますというて、これはあなたたちの意向ではないわけですよ、市長の考え方ですよ。だから、おかしいと私らは言っているわけですよ。以上、答弁よろしい。

○田口委員 私は、ちょっと橋本委員と違う。一部川崎委員の所得制限をつけるとか、そういうことはするべきではないということには、私は賛同しますけどね。ここでばらまきをするのには、反対します。

例えば、これをしなかったら、本当に大変な人たちに何らかの形で、例えばもう無利子の奨学金ではなく、最近今国が考えるような補助金、給付型のができるじゃないですか。そういうことも考えられるじゃないですか、そういう前向きの。それなら5、600万円から用意されているわけですから、相当の高校生が非常に大変な、もうちょっと勉強意欲が湧くようなことも考えられるじゃないですか。これはもう単に本当に商品券にしてそれぞれ、そりゃあもらわないという人、多分私はいないと思う。ありがたい話です、決まっとな。市長すごいことしてくれたという

て、なあ、西上委員。

〔「はい、もちろんです」と西上委員発言する〕

だから、自分たちがやっぱり本当に考えて、こういうことをしたいという話のほうが、私はいいと思うわけです。答弁を求めているら時間がかかるから、答弁はいいですけど。

○川崎委員 ばらまきだとか所得とか言いますが、私はさっきもキューバを出しましたが、貧しい国でさえ未来を担う子供たちには、安心して子育てという意味では、医療費の完全無料化、そして大学までは教育費についても無料化されれば、本当に貧しい家庭の子供でも頑張るガッツさえあれば、どんどん学習も、また肉体的にも順調に成長できるから、私は大リーグに行くような選手もしっかり生んでいくという見方をしています。日本のような貧困な医療体制と教育体制では、少子化が進むだけで、それを少しでも今とめようとしているのが、私は備前市の福祉施策であり、教育施策だと思います。ばらまきというのであれば、ヨーロッパ先進国、全部ばらまきではないか、医療費も教育費も完全無料。あの日本よりも経済的レベルが落ちる、ヨーロッパ先進国が全てそういうことをやっているのに、それを学ばない今の国政レベルの政治が余りにもお粗末なので、それを少しでもやっぱりカバーできる末端自治体は、生活のとりでとしての役割が大きいと。それをやはり考えていただくことが、私は行政、政治の末端の行政の第一仕事だと思いますので、主観的にばら売りだと思ふ人は、それで結構ですが、私は先進国、ヨーロッパのばらまきは結構な、国民にとって豊かな生活を送るために絶対必要なばらまきだと思っています。自信を持って、ばらまきはいいことだと思います。

○掛谷委員長 かなり議論は尽くしました。

○星野委員 確認させてください。

第3条の応援券の対象は、基準日前3カ月以上市内にとあるが、基準日はいつでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今年度もし実施するのであれば、1月1日と考えてはいます。それから、3カ月前、いわゆる10月1日以前から備前市内に住んでいる方を対象ということにさせてもらう予定にはしています。

○星野委員 今年度実施するのであったらと、先ほど言われたが、一般質問で交付は3月を予定しているという話ではなかったか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 年齢の基準日ということでございます。もし予算がいただけるのであれば、その交付としては3月を一つの目標にはなります。

○星野委員 9月定例会で修正可決されたわけですが、この9月から11月までのこの条例提出までの間、5万円のばらまき以外の方策は考えられなかったのでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 前回の9月議会でも意見がありました通学費の補助とか、奨学金という話も出ましたが、最終的にはこの商品券という話にはなりました。

○立川委員 済みません、二、三確認させてもらって、後で意見を述べさせてもらってもいいですか、委員長。

○掛谷委員長 どうぞ。

○立川委員 お許しいただけたので、第2条の高校生等ということで、この3年間と規定していますが、その後で被扶養者ということで、この年齢に当てはまる被扶養者が高校生等という解釈でよろしいでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 その高校生を含め、その年代の方を扶養している保護者ということです。

○立川委員 そしたら、先ほどのお話にあったように、定時制でもその枠にはまっていればいい、通信制でもいい、高校中退者でもいいよ、被扶養であればという解釈でよろしいか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、そのとおりでございます。

○立川委員 それならば、今もお話が出ました、前回9月にお話があり、こういう意見ですよ、制度化してください、保護のことを考えてくださいというお話を、その結果がこれということで解釈させていただきますが、それでよろしいですね。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 前回の意見等も参考にさせていただいて、そういうふうにさせていただきました。

○立川委員 意見を言わせていただきますが、大変乱暴な条例かなと思います。

まず、これ皆さんにということ、今、この年齢に達した人で、被扶養者があればその家庭に行くと、市税は滞納していてもいくという解釈でよろしいでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 基本的には、もうその年齢というふうに考えてはいます。

○立川委員 市税の滞納者はどうかという質問です。配られるのか、配られないのか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 この条例では、そういう制限を設けていないので、対象になるという考えです。

○立川委員 もう一点、この条例で、先ほどお話が出ました片上高校、この現状については、教育長も最初、初日でお話をされ、橋本議員の一般質問にも答えられて、大変苦慮しているわけですという子供たちといますか、一生懸命頑張っている社会人を、こればさっと切っていますね。この後、予算で出てくるが、250万円削っているわけですね、5万円で割ったら50人と。前は片上高校生にも当たるものが、今回この条例をつくるがために、その50人を切り捨てましたという解釈になるわけなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 前回も同じようなことで人数は入れていたわけですが、人数の把握、前回については多少50人分ぐらい、ちょっと大目には算出させていただきました。

○立川委員 片上高校のことは、さておきですが、片上高校は皆さん御存じのとおり市立ですから、設置者は市長と思います。市の教育委員会もかかわっています。大変困窮していると、食べるものもちょっとというお話も出ました。そういったところへの援助も考えてほしいとは思っています。

先ほどちょっと言った50人分は、この子たちを削ったのではないという確認でよろしいか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 あくまでも人数に関しては、16歳から18歳までということですが。

○立川委員 ですから、この条例の制定ということについては、非常に穴があるような気がしてしょうがないわけです。本当に一律ばらまくわけですよ、市税の滞納者も関係なしでいくわけですよ、例えば高校中退して扶養になっている子にもこの枠内にはまっておればいくわけですよ、本当に困っている苦学生にはいきませんと解釈されるので、もうちょっと本当に9月議会で削られたときの、本当に我々の意思といいますか、真剣に考えていただきたい、まことに残念だという気がしてしょうがないので、そういう意見だけ言っておきます。答弁は、結構です。

○掛谷委員長 ほかに。

○西上委員 私も川崎委員に賛成して、他の市町村からの人が見ても備前市はいいなあと、うらやましがられる市になるのではないかと思います、転入者もあるかもしれないということで、これは賛成したいと思います。

また、備前市に住んでいる方は、備前市に住んでよかったなと思う町になるのではないのでしょうか。賛成です。よろしくお願いします。

○掛谷委員長 ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結していいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了します。

これより議案第126号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決をいたします。

本案は原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、議案第126号は否決されました。

あと少数意見の……。

○西上委員 意見をお願いします。

○掛谷委員長 はい、少数意見の留保を希望されております。

意見を言うてください。

○西上委員 やはり高校生に対しても、やっぱり子育て支援の一環として、やはり一過性としないう条例なので、そのためにもこの条例は必要と思われるので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いします。

○掛谷委員長 今、意見を述べられました。

その意見に対する賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

今、2人の挙手がありましたので、この意見は留保されました。

本日中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出をお願いします。

以上で議案第126号の審査を終了します。

***** 議案第133号の審査 *****

議案第133号平成28年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

議案全体で質疑ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第133号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第133号の審査を終了します。

***** 議案第134号の審査 *****

議案第134号平成28年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

議案全体で質疑ありませんでしょうか。

○田口委員 2ページ、どういふ見込みで1億8,739万4,000円もの減額が出るようになったのか。見込み違いということで理解してよろしいのか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 例年介護者の伸び率等を予測して予算は立てていますが、この時期になり実績等を見てこの数字にしています。委員言われる見込み違いという言い方で言われるとちょっと心苦しいですが、一応予測よりも低い伸びであったということです。

○田口委員 見込み違いという言葉ではなく、予測よりも少し少なかったと理解してよろしいわけですね。はい、わかりました。

○立川委員 15ページ、歳出、2款保険給付費、1項介護サービス居宅事業、居宅介護のサービス給付費等で2億円減額をされているが、さっきお聞きした給付見込みの調整ということでお聞きしているが、この調整に至った経緯、削減された経緯があれば教えていただきたい。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 削減した経緯ですが、例年ですと次の2月補正で提出

は、給付費等については見直しをするところですが、今回少し金額が多かったということを見込んでおりますので、ここで提出させていただいているということです。

○立川委員 原因をお尋ねしたわけですが、なぜ2億円に至ったのか、数字のマジックはわかるが、この部門はこのぐらいを予定していた、この分を削られたわけですよ、この分はこのぐらいい予定していた、この分削られたわけです、どの部門かを端的に、いわゆる原因ですね。よろしくお願ひします。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 申しわけございません。細かい費目ごとの集計表が今手元にございませんで、はっきりこの数字ということは、今お答えできないが、ただいま認定率等が横ばい状態で、それが主な原因かということと、28年度においては、2.27と給付額が低く設定されていますので、それらが絡んで今回はこのように低くなったということが考えられます。

○立川委員 細かい数字ではなく、その方向性でいいが、一番に心配するのが、先ほどおっしゃった認定率を落としたと。要は、本当はこの認定のランクなのに、これに落としたから給付サービスを削りましたと、これが一番危険なので、この辺しっかりお願ひしたい。

○田口委員 課長と部長に意見を伺いたいですが、例えば普通の医療保険、国民健康保険、社会保険にしても、病院さえ選ばなければ、どこかに入院できるじゃないですか。この介護保険は、掛けながら、この間も待ち人数を100人前後の話をされていたけど、一生懸命介護保険を掛けて、じっと待って、亡くなっていかれる方もおられるわけです。私は、このぐらいい身勝手な不合理な保険はないと理解しているが、やっぱりそういう思ひですか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 本当に困っている人のためにこの保険はあるとは考えています。確かに掛け損だと言われるような方も中にはいらっしやいます。そういう場合は、やはり制度のことを説明して納得していただくという方向でお話はさせていただいているところですが、恩恵を受けずに確かに亡くなってしまふ方もいらっしやるわけですが、やはり本当に困っている方が最後まで支えて生きていけるということが根幹だと考えていますので、いろんな意見はあるとは思ひますが、そういう方向で頑張っていきたいと思ひます。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 委員がおっしゃいます制度を受けたくても受けられない方がいらっしやるということですが、介護保険については、いろんな制度がございませんで。施設へ入る制度もありますし、在宅でお手伝いするという制度もございませんで。みんながみんな施設へ入るわけではないですが、そうした中でヘルパーに来ていただいたり、デイサービスといったようなものも御利用いただきながら介助をする御家族の負担を減らせていくという制度ではあると思ひています。ただ、その中で施設に本当に待ちがなく入れるかという、さきの一般質問でも御質問がありましたが、特別養護老人ホーム等については、待機者がいる状態がございませんで。それについては、施設、介護保険事業計画の中でそういうものを検討するようになっているので、今後、今29年度によいよ次の計画を策定する時期になりますので、そういうニーズ等をしっか

り把握した中で今後の事業計画の中で、施設が必要であればそういったものを考えていくことが必要であるのかなと考えています。

○田口委員 わかりました。

29年度という話があったが、国や県や行政の都合のいいように変えようとするじゃないですか、皆さん。やっぱり住まれている、備前市に住んでくれている市民の方に都合のいいように、やっぱり私は変えていただきたい、変えるのなら。国や県がどう言おうとという話でいろいろな施策をやっぱり盛り込んでいるわけだから、よそとの違いを出すためにも、さすが備前市だと、備前市に住まなければやっぱり損だと言われるような、そういう面においても私は出していただきたいと思います。これはもう私の意見ですから、答弁はいいです。

○川崎委員 やはり制度があってサービスがないという現状があるわけだから、やはり施設介護をふやすことの努力は、国の補助が弱いためになかなか施設が間に合わない現状があると思いますが、その努力とともにもう一つはやっぱり合併前は、うちなんか高齢者に対する介護などやっている、たしか1万円か2万円出っていたわけです。今は五、六千円出ているのかな、おむつ料か何かで。もう少しバランスをとる意味でも、親子、孫含めて、家庭介護で高齢者を見ていくという姿勢を強めるためには、やはり介護制度ができる家庭でほとんどそういう補助制度がなくなっている、再検討していただくことが、結果的には介護保険のこの財政的に常に大変だ大変だということで、赤字赤字だという状況があるから、それをカバーできるのは、やはり血のつながった家庭で介護することが本人にとっても家族にとっても、労働負担は、介護負担は大きい、経済的負担はやっぱり施設に入れるよりは市側も家庭も負担が少なくて済むわけだから、やっぱりそこらは本気でバランスをとるための家庭介護に対する充実をやらないと、うちなんかも典型ですが、もう一切おやじはそういうヘルパーなどが自分の家に他人が入ることを嫌がるわけです。自分がまた施設に行くことも嫌がるわけです、デイサービスも。やっぱりそういう高齢者、うちのおやじも変わっているのですが、やはり自分の生活を自分なりに送りたいという人もおられるので、そういうことを、ふやすという言い方はおかしいけど、そういうふうな家庭にいたいという人が安心してやはり介護を受けられるためには、家庭介護の充実を本気で考えていただくことは、この介護制度の中にないのであれば、独自の福祉施策としてやることによって、間接的にはこの介護制度の財政的なものを少しでも余裕のあるものにしていけるのではないかと、その辺の考えが常に今はもうこういう国からの押しつけみたいな介護制度ができて、福祉がある意味では切り捨てられていっていると思うが、いかがですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 委員がおっしゃいますように、介護を必要とされる方についても、自宅で頑張りたいという方もたくさんおられます。そういう中で、いろいろ制度も変わってきているわけですが、今回29年4月からは、総合事業ということで、新たに地方独自のやり方で在宅を支援していくといった考え方も出てきておいます。現在備前市でもそういうことについて検討をしているわけですが、そういったことの中でやはり地域の力ですとか、そういっ

たものも必要になってくると思います。こういった形ができるかというのは、1年か2年でそういうものが全てできるわけではないと思いますが、やはり住みなれた地域の中で、よく知った皆さんの中で生活ができるということが一番の目標だと思いますので、そういうところへ向けていろいろ御意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○田口委員 部長、地域の力というて、私らもよくいろいろ聞かされるけど、もうそりゃ支え合ういうてもな、我が家庭を支え合うのもできなくなっているのに、隣の人やこうどうやって私らが支えられるのか、地域を当てにしないでくれと言われるわけですよ。この間私の一般質問にもそうでしょう。中島部長は、きれいにするためには今あるボランティア団体をもっとふやすというて、市民の力をかりにいこうとするわけです。私ら職員総出で350人、1年に3遍も4遍も出ていくように努力して集めますということと言わないわけだ。僕たち樂がしたいですというて、市民の皆さん協力してくださいというて、やっぱりこの心だけはもう捨ててください。もうあなたほど優秀な部長もたくさんいないわけだから、もうそういう気持ちは捨ててください。地域は当てにしないように、いよいよになったら我々職員が町に出ていきますというぐらいの気構えでやってください。いかがですか。

○高山保健福祉部長兼福祉事務所長 もちろん職員として精いっぱい頑張っていくというのが一番の基本ではあると思います。ただ、その地域の中の力といいますのが、本当に委員おっしゃるように、本当に自分らの生活で手いっぱいでお隣についてまでということもあるわけですが、ちょっとした声かけですとか、見守りですとか、そういったところでおひとり暮らしの方については、やはり大きく気持ちも変わってくると思いますので、そういったことを含めて御負担はあるかと思いますが、やっていけたらと思っています。職員としては、精いっぱい頑張っていきたいと思っています。

○田口委員 私もそういうのに何回か参加させてもらったときがある、あっちこっちでね、そういうのが。一番若い方で60歳ぐらいの方が、田口さん、私ら一生懸命頑張って支えても、私を支えてくれる人は一人もいないわけだけど、どうしたらいいのかという話もありましたので、やっぱり高齢者が高齢者を支えるということではなく、若い人にもそういう支えることはできなくても、意識の中で支えると、心の中だけでもという教育というか、意識の啓蒙というか、そういうことも私は必要だと思うので、できたらそういうことも考えていただきたいということも要望しておきます。意見はよろしい。

○掛谷委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第134号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第134号の審査を終了します。

***** 議案第138号の審査 *****

議案第138号平成28年度備前市病院事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。
御質疑がある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第138号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第138号の審査を終了します。

***** 議案第144号の審査 *****

議案第144号平成28年度備前市病院事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。
議案全体で質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第144号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第144号の審査を終了します。

***** 議案第139号の審査 *****

議案第139号クリーンセンター備前基幹的設備改良工事の請負契約締結についてを議題といたします。

御質疑がある方はおっしゃってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第139号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第139号の審査を終了します。

***** 議案第140号の審査 *****

議案第140号備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

117ページをごらんください。

○田口委員 別に議案に異論はないが、例えば体育施設、草がいっぱいで、もう見苦しい点ほどなたがどなたに、例えば指示を出すのか。

○大道文化スポーツ課長 当然私ども文化スポーツ課にあれば公社のほうへ指示もしますし、利用者の方が公社に、いわゆる体育館とかの事務所に申し入れしていただければ対応すると思います。

○田口委員 私はぜひ、もうちょっとパトロールするなり、見て、やっぱり市民の方や観光客の方、また例えば久々井のテニスコートだったら、高校生、しょっちゅう使われているじゃないですか。やっぱりもっともって見て、来て、使ってもらって、気持ちよく使えたという気分で帰ってもらえるようにしてもらいたいし、日生運動公園もそうですけど、時に歩道のそばにいっぱい道路に生えていて、言うとなんか、いやあ違うんですね、それはまちづくりの管理、まち整備になるんですというすみ分けを、皆さんはすみ分けされていても、もう我々が見ても市民の方になると、いよいよわからないじゃないですか。そういうのを早目早目にやっぱり見て、行ってほしいわけですよ。

この間も一般質問で言ったように、市役所の職員の方には申しわけないが、やめていかれた高橋部長は私に、田口議員、あなたは草に見えても職員はあれが花に見える人がおるわけだから、それは無理だというて、そういうきつい冗談を言われて退職されましたが、やっぱりあれは草ですよ、生えているのは。花はああいうところには生えてこないですよ。ぜひその辺をお願いしてから、賛成したいと思います。よろしくお願いします。答弁はもうよろしいですよ。

○立川委員 118ページの参考資料、公募をやらない理由の中で、合理化が図られるとともにサービス向上が可能となるなどメリットは大きいと書いているが、次の議案もそうですが、どんな合理化、どんなサービス向上を考えているのか、教えていただきたい。

○大道文化スポーツ課長 合理化については、やはり従事する人件費とかが削減できると。歳出もトータル的に利用者が、例えばいろんなところを使うときに、ああ同じ人だというようなこと

で、そういったこともサービスの向上が図れるということでございます。

○立川委員 そうしたら、わかりやすいように、人件費が減額され、いろんなどころの利用が可能になるとかという書き方をさせていただくほうが、私にはわかりやすいが、よろしくお願ひします。

○大道文化スポーツ課長 はい、ありがとうございます。今後、気をつけたいと思います。

○掛谷委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより議案第140号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第140号の審査を終了します。

***** 議案第141号の審査 *****

議案第141号備前市日生温水プールの指定管理者の指定についてを議題にします。

119ページ、ごらんください。

○川崎委員 ちょっと疑問ですけど、日生温水プールは、もともと日生町がつくったもので、公共施設ですね。サウナはたしか体力づくりであって、今回撤退の中で無償であげますと、逆だったかなあ。

〔「逆じゃ」と呼ぶ者あり〕

ああ、そうかそうか、逆だったんか。どちらにしる、無償で市のものになっている関係からいえば、何で議案第140号の中に入ってこないのかと、吉永のテニスコートだとか、海洋センターも入っているのに、この温水プールもここに入れて同じ指定管理なのに、何でここだけ区別する必要があるのかちょっと理解に苦しむので、どういうことで分けたのでしょうか。

○大道文化スポーツ課長 議案第140号については、都市公園並びに体育施設ということで、温水プールはそういった種別ではないということでもありますし、指定管理の期間も違っているので、別になっているということです。

○川崎委員 何で同じ管理公社がやるのに、期限が違わなければならないのか、その理由も理解できない、同じ3年3月31日までしたらいいのではないか。

○大道文化スポーツ課長 体育施設については、更新制という指定管理の制度を使っています。当初公募を行い、21年度から25年までの5年間の指定管理、それから更新制ということで、26、27、28、これが更新制の第1回目、更新制の来年度からは29、30、31、3年

間、さらに32、33、34の更新制を使つての指定管理となり、35年度からはさらにもう一度改めて公募し直すという期間が決まっています。

プールについては、もう一年継続していただいて、30年度からは公募を予定しています。それで、公募が5年間になりますので、34年度まで、それからはそろそろという予定です。

○掛谷委員長 ほかには、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、質疑を終結します。

これより議案第141号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、議案第141号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第141号の審査を終了します。

以上で審査が終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き委員会を開会します。

***** 報告事項 *****

ここからは報告事項についてを扱います。

○山本市民窓口課長 証明書コンビニ交付サービスについてと資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1番目、証明書コンビニ交付サービス。こちらに書いていることは、マイナンバーカード、プラスチックカードになります。昨年末に市民の皆様にお送りしている通知カードではなく、これを先に進めて顔写真つきのプラスチックカード、これを作成された方について、これを利用して全国展開している全国コンビニエンスストアの店舗内に設置しているマルチコピー機で証明書を発行するというシステムです。

証明書コンビニ交付サービスの便利な点としては、例えば市役所、総合支所、出張所が開庁時間であっても、コンビニエンスストアで交付ができると。2点目について、夜間とか土日、祝日、閉庁時間、こちらの時間でも、時間は限られていますが、証明書を取得することができる。あと、6カ国語対応ということも書いています。

それから、コンビニ交付に係る安心対策ということで、4点ほど。

周りの人の目に触れず証明書が取得できる、マイナンバーカードや証明書のとり忘れ防止機能

を施していると、通信ネットワークの安全・安心対策も施しておられて、それから証明書の偽造・改ざん防止対策も設計されています。

2番目、コンビニ交付開始日。こちらは来年の3月1日水曜日の午前6時半から開始させていただきます。予定にしています。

3番目、取得できる証明書及び交付手数料。備前市においては、まず住民票の写し、それから印鑑登録証明書、所得課税証明書の3点、いずれも手数料は、窓口と同額の300円としています。

4番目、各種証明書の取得方法。御利用できる方については、備前市に住民登録があって、マイナンバーカード、交付時に標準装備では電子証明書が標準装備されていますが、これが要らないと拒否された方以外の方については、利用ができます。

利用時間については、平日、休日の午前6時半から午後11時まで。年末年始の12月29日から1月3日、それからメンテナンスの期間、こちらを除いて取得ができる形になります。

利用方法については、マイナンバーカードをコンビニエンスストア、キオスク端末（マルチコピー機）にセットし、これが非接触式なので、置いて読み込んでいただく形になると思います。あとは、画面の中の指示に従って順次クリックするような形で前へ前へ進んで最終的に交付を受ける形になります。その中で個人番号カードの交付時に設定したパスワードを使って個人認証をとるというになっています。

それから、下の囲みですが、利用できるコンビニエンスストアについては、全国どこの店舗でもということで、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、平成28年3月末現在、ちょっと前の数字になりますが、約4万8,000店舗となっています。

5番目、マイナンバーカードの今の申請状況ですが、岡山県内27団体中、備前市の場合、11月末現在で第6位となっています。こちらのほうは普及率をこれから上げる形でアナウンスをしていこうかと思っています。

6番目、関係条例の整備。先ほど御審議をいただいた備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正で対応しています。あとの住民票とか課税所得証明書については、条例改正をしなくても交付ができるようになっているので、こちらだけを改正をしています。

7番目、市民への周知。今後、「広報びぜん」、ホームページ等の広報媒体によって市民の方に周知徹底をしていって、普及に努めたいと思っています。

最後のページには、住民票のとり方ということで、3ページに、これも一部の機械なので、全てこの画面が出るかというところも若干違うところもありますが、一応こういう流れで、手順で交付ができるということを示した図をお示しさせていただいています。

あと若干補足の説明ですが、先ほどの偽造防止改ざん対策ですが、窓口では改ざん防止用紙を使って改ざんの抑制を図っていますが、マルチコピー機については、通常の上質紙ですが、印刷段階で偽造防止ができるような加工の印刷をして発行するというので、それをコピーするとや

はり複写というふうな言葉が浮き出る形で改ざん防止、偽造防止になっているとお聞きしています。

○掛谷委員長 この報告事項に対して何か。

○橋本委員 大変いい制度がスタートするということで、期待しています。今現在備前市は、マイナンバーカードの取得率が7.19%で非常に低いが、これをやることによって相当アップしてくるだろうと容易に想像できるが、1点、そのマイナンバーカードをどうやってとればいいのかということをおPRしなくてもいいのか。

というのが、もうずっと以前に通知書が送られてきて、はっきりいうて、今こんなものをもってもしようがないということで、もうどこかにいってしまっているわけです。それが今度マイナンバーカードをとりたいと、どうやればとれるかということ、やっぱり広報紙なんかには市民向けに説明をしてほしいと思う。あるいは、ここでとりあえず我々にだけでも説明して。もう何にも持たずに行ってもとれるのか。写真が必要ですよ、たしか。

○山本市民窓口課長 取得の方法ですが、J-LISへとりあえず申請行為をしなければならない……。

〔「どこへ」と橋本委員発言する〕

申請はJ-LISですね、日本情報センターがあり、そちらに申請をする形になります。申請の方法ですが、スマホとか、パソコン、郵送、それから窓口でという4媒体があります。例えばスマホですと、スマホの中に画面が出てきます。その画面を前に前に進むような形になるわけですが、基本的には通知カードにある12桁の番号を……。

〔「その通知カードがどこかへ行ったらどうなるか」と橋本委員発言する〕

通知カードがどこかへ行っていると、まずは紛失届、それからもう一回再発行していただく、もしくは住民票のほうで、あっ、でもごめんなさい、まずは申請IDをとっていただく形になるので、申請IDを再発行していただくという行為を、まずとっていただいた上で、申請IDがあれば、そのスマホの画面の中に番号を打ち込んで前に前に進むと、次に写真を入れてください、写真はどれを選択しますかということなので、それはスマホで白い背景のようところで撮った写真をそのまま張りつけていただくと、センターのほうでトリミングして、カードを最終的につくって、それを窓口に戻していただいて、交付行為が行えるという形になります。

○橋本委員 市役所の窓口へいろんな関係資料を持って行って、これでマイナンバーカードを取得させてくださいと言うても、一切受け付けないのか、そのスマホ、パソコンじゃ……。

〔「いえ、4つの媒体があり、そのうちの一つは当然窓口で受け付けます」と山本市民窓口課長発言する〕

私、ややこしいことは嫌いだから、窓口へ持っていきこうと思うが、窓口へは何を持っていけばいいのか。通知カードを紛失しとったら教えてくれん。

○山本市民窓口課長 そうなると窓口で紛失届を出していただいて、再発行の紙をその段階で出していただきたいと思います。

それと、顔写真、もしくはデータでも構いません。どちらかを持ってきていただければ、あとは本人確認書類を確認させていただいて、申請行為になります。

○橋本委員 そういったことも市民向けに、こういう方法でマイナンバーカードを取得できますよということをよく知らせてやってください。

○山本市民窓口課長 わかりました。

○橋本委員 コンビニで1件300円ということで、先ほど条例の審査のときに、これは現金決済のみで、カード決済はないという説明だったですね。ところが、最近若い者はもうほとんどカードで、ローソンカードだ、何とかカードだとカードで決済するけれども、何でこのカードで決済できないようにされたのか。

○山本市民窓口課長 一応マルチコピーによるんです。要は、複写コピーをすると一緒の機械で出す形になるので、そこへ料金の投入口があって入れるようなイメージで手数料を払っていただきます。もしかしたら、中にはマルチコピーに、例えばS u i c aとか、そういう現金のマネーカードが使えるような機械があるのかもしれませんが。ただ、基本的に今お聞きしているのは、投入口にお金を入れて手数料を払うとお聞きしており、そのことをお答えさせていただくようになりました。済みません。

○橋本委員 他の自治体では、もう既に先行してこういう制度をとっているところがあると思うが、そういったところも全て現金ですか。カード決済はできないのか。

○山本市民窓口課長 全て把握していませんが、基本的に私が説明書を読む段階では、投入口にお金を入れるという読んでいますので、基本的には現金なのかと解釈していましたが、そのあたりについてはちょっとお調べして、またお答えさせていただきたいと思います。

○橋本委員 検討してみてください。

○田口委員 橋本委員も言われたが、今時点で7. 19%、私みたいにやぶって捨てとってくれと言うた、申請書をつくって持っていった者もいるが、もうほとんどの人がどこにいったかわからないようになっているのではないかと。私は、それは捨てとってと言うたけど、カードは、個人番号は持っていますが、ただ蒸し返すわけではないが、部長は個人情報保護法にひっかからないと言うたけど、だったらもうどこでも嫁さんの情報というのは、市役所としたら、旦那が聞いたらオープンに教えてくれると理解してよろしいですね。わかる、意味が。マイナンバーカードの申請用紙が1世帯ずつで送ってきているわけだから、ということは、嫁さんや親の情報がマイナンバー番号が全部わかるわけだ、お互いに。だけど、例えば年金事務所に行っても、ちょっと嫁のも教えてくれと言うたら、いやいやそれは個人情報で教えられませんと。それをあなた方は、1世帯で来たのが個人情報保護条例違反ではないと言うわけだから、例えば私がうちの嫁の情報を市役所の窓口に行って聞いたら教えてもらえるのか。

○大西市民生活部長 世帯ごとでお送りしたという部分は、例えば住民票、世帯票を申請された場合に、とれると思います。ですから、その情報までは、個人情報保護法には当たらないと、同レベルだということです。

〔「ということなんじゃな」と田口委員発言する〕

住民票、例えば先ほど言いましたように、世帯票をとった場合には奥さんであれ、御家族の部分については情報として見ることができると。今回お送りした個人番号についても、同じ情報を住民票をとった場合に得ることができるという状況ですので、同レベルであるということです。

○田口委員 わかりました。一遍捨てた人は、もう一回申請はできるのか。

○山本市民窓口課長 はい、紛失届の後に再申請という形で申請ができます。

○田口委員 いや、何も紛失してはいない、カード。カードの申請用紙をつくって、カードをつくらなかっただけだから、何の紛失届を出すのか。

○山本市民窓口課長 状態として、今そのものがないということで、まずは届け出をしていただいてという……。

〔「カードをつくってないのに」と田口委員発言する〕

ということですか、済みません。それでは、再IDの申請をしていただいてということになります。どうしてもその人を特定するために申請するためのIDが必要になるので、そのIDを振り出すための申請をまずしていただいて、後に本申請をしていただく形になります。

〔「わかりました」と田口委員発言する〕

〔「窓口行ったらえんじゃろう」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 窓口へ行ってください、わからなかったらね。

○立川委員 コンビニのマルチコピー機、多分これだけむちゃくちゃな数があるわけですね、ここに書いてありましたが。このコピーデータ、必ず基盤に残っていると思う。その辺のセキュリティを教えてほしい。

○山本市民窓口課長 そのあたりは、機械的な形で必ず粉碎という、データがモザイク処理だったか、何かという処理をした後に、次の行為に入るような仕掛けをしているみたいです。だから一旦出したものがもう一度基盤に残ってコピーができるという形には、必ずしていない方策をとっているというふうにお聞きしています。

○立川委員 そういった形でセキュリティが保護されているという解釈をしますが、4万8,000台、店舗1台あるとして。必ずその辺の確認だけしてほしいと思います。必ず基盤を抜くというか、大概そこから漏れるわけです、複写、その他が。もう一度確認だけして、教えてください。

○山本市民窓口課長 今その導入作業をしています。導入作業している段階で、相手方のJ-LISにそのあたりは再度確認して、またお答えをさせていただきます。

〔「お願いします」と立川委員発言する〕

○掛谷委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の報告事項になります。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 2件御報告いたします。

養護老人ホーム蕃山荘についてですが、さきの厚生委員会において、蕃山荘の給油機器の修理が必要となり、早急に対応したい旨の報告をさせていただいていましたが、業者による最終点検の中で、原状に復帰したとの連絡がございました。点検に時間がかかり、お騒がせしたことをおわび申し上げます。今後については、社会福祉法人備前市社会福祉事業団とより連携をとり、利用者の方にできるだけ御不便をかけないよう点検整備に心がけていきたいと思っております。必要な修繕があれば、予算計上を行ってまいりたいと思っております。

2件目は、介護保険法改正により、要支援のヘルパーとデイサービスを全国一律の介護保険予防給付から、地域の実情に応じて取り組む総合事業として、地域支援事業に移行となり、備前市では平成29年4月から取り組むこととしているものです。現段階でのサービス内容（案）について資料配付させていただきましたので、御参照ください。まだ、協議しなければならない点がございますが、4月を目指して準備調整を行ってまいります。

○橋本委員 蕃山荘の件ですが、給湯器が簡単に直ったと報告があったが、結果的にはどこが悪くて、どこをどう直して、原状に復旧したのか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 一部大変言いにくい話ではございますが、お湯を出すところの元栓を一部閉めていたということが判明しました。

○橋本委員 業者にメンテやいろんなことを委託しているわけでしょう。元栓閉めて出ない出ないと言うたって、そんなばかな話、委員会でないでもらいたい。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 大変申しわけありませんでした。もうこちらのミスでございます。

○田口委員 細かい話ですが、それは何年ぐらい利用している給湯器で、ガスなのか、電気なのか、灯油なのか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 もう建設当時から利用しているということで、ところどころ修理はかけていると聞いていますが、今壊れたと考えられるところは、建設当時からのもので聞いています。

○田口委員 もう課長、建設当時からのものでしょう。壊れてもうどうにもならない間に、新しく取りかえるということ、ぜひ私は要望しておきます。なぜかといえば、壊れてとっさにつけようとする、もう全く業者の言いなりになるわけだから、壊れない間にもうそれだけ使っているのであれば、もうかえても、予算要求しても、誰も何も言われなんでしょう、もう。税務上の耐用年数もはるかに過ぎているし、いろいろ入所者の方に迷惑がかからないようにするためには、そういうことで随時順番にやりかえてください。お願いします。要望ですから、もう答弁は

いいです。

○立川委員 大変御苦労さまでした。ちょっと気になるのは、使えないとわかった段階から利用者への対応、どういう対応をされたのか、また対応に満足されたのか、そこら辺を教えてください、日数的なこともひっくるめて、お願いします。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 詳しい日程については把握していませんが、3回ほど大ケ池荘へ25人程度分けて入浴をしていただいたと聞いています。順次その予定していたところで、そういう状況がわかりましたので、蕃山荘で対応したということ聞いています。

○立川委員 反応を一緒にお願いしたいが、いかがでしたか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 特に問題があったようには聞いていません。申しわけありません、1人ずつどうこうということ聞き取りはいたしていません。

○立川委員 本当にえらい目に遭うのは、本人、利用者もちろんですが、スタッフの方も多分大変な目に遭われると思うので、その辺対応的なマニュアル的なものと一緒にこしらえて、いわゆる満足度がアップするように努めていただけたらと、お願いします。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 内部協議、それから施設とも協議して、できるだけことをしてまいりたいと思います。

○田口委員 次に、介護予防の29年からはこうなりますというのを、協議中のところもあるわけでしょうが、今と何がどう大きく変わるのか、それだけ説明していただけますか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 ただいま要支援で訪問介護と通所介護を受けている方については、介護特会の中に両方ともあるわけですが、給付費と呼ばれるお財布から総合事業という事業のお財布へ変わるということ、まず予算上の問題が1点。

それと、その事業に変わったときに、今までどおりのみなしという言葉を使いますが、みなしということで同じサービスを受けられるものというのが今現行のサービス相当というところがございまして。あとは多様なサービスとして、市独自のサービスをここで、先ほど来からある地域で特色を出してサービスをつくっていく、そこを受け皿をたくさん持つことによって、介護保険料を、事業費を抑えていくという方向のものと説明させていただけたらと思います。大きく変わるというのは、その点だと思います。

○田口委員 さっきの委員会の中で、立川委員から認定が厳しくなっているのではないかというふうな話をされたが、この事業になってもその要支援1は1、要支援2は2ということで理解してよろしいですか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 要支援1、2という認定そのものについて、レベルが変わるかどうかという話になると、今までどおりということですが、窓口において、その方にお話をお聞きして、その方が要支援の申請をしたいと言われれば、そちらのほうにさび分けしていくけれども、要支援の認定を受けなくてもすぐに総合事業のサービスを受けられるレベルの方であれば、認定をせずにそのサービスが受けられるようにさび分けしていくというのが窓口で今回大

大きく変わる点かと思えます。

○田口委員 訪問型サービス内容等一覧（案）の資料の中に、多様なサービスの中にⅢ訪問型サービスB（住民主体による支援）という、できそうでできないような話が載っているが、もう根限り市役所の職員が、もう仕事困窮してどうにもならないというまで、私は市民の人を巻き添えにしたらだめだという、なぜかといえば、市民の人の税金から私ら議員報酬もそうですが、皆さんの給料もいただいているわけですよ。それを払いながら、そういうてまあいいですよと言ってくれる方もいますが、それによって川崎委員がさっき言われていたように、もうよそにも行かないけど、よその人に来てもらわなかったら困るという人もいるわけですよ。そういう中で、もう半ばこれ押しつけではないですか、行政から市民への。その辺を国がこうしたからというて、それを当たり前のように、地区で一生懸命されている人もいますよ、ごみのステーションがまともできないような地区でも、市役所の機嫌取りに参加して乗っている地区もありますよ、もう言語道断ですよ、私に言わせたら。よその地区がしていることができないようなことをせずに、先、先、先取りして、支え合いのまちづくりというて乗っていても、もう見せかけで、それできないわけだから、課長。こういうことは、もうぜひ私は自主的に何とかしましようと言うてくれるまで、やめてください。もう話聞きよったら、また次言わなければあかんようになるから、とりあえず言うだけ言うて、やめときます。

○立川委員 さっきの話の続きではないが、この一覧表で負担増になるのか、ならないのか教えてほしい。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 この総合事業については、今行っている予防支援事業よりは、個人が負担する分については安い単価で設定がされていくところでございます。ただ、今受けている方が該当しなくなれば、もちろん通常のサービスになりますので、個人負担が高くなるということが考えられますが、そういう総合事業の該当者ということであれば、今行っている支援のサービス単価よりは安くなると考えています。

○立川委員 じゃあ総合サービスを受けられる方の認定といいますか、それは厳しくなるのか、緩和されるのか、どちらでしょうか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 今回から総合事業の判定をしていくということなので、今おっしゃられているのが、要支援とかの審査会での判定という意味であるならば、それとはまた若干制度的にも違ってくるといえることになると思います。

○立川委員 何かよくわかったようなわからないような話ですが、端的にお尋ねをしますが、こういったサービスを受ける費用、先ほど山本課長のところの保険のほうは抑えたい、役所のほうは抑えたい方向でいくのか、サービスを受けていただく方向に行くのかということですが、いかがですか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 介護保険全体からしますと、介護保険のもちろん抑えていきたい。ただ、抑えるためにどうしていったらいいのかということになると思います。で

すから、そういう部分で介護予防体操を広めていったりとか、そういうところにはお金を当然かけていかななくてはならない。もう一つ、介護予防の部分においては、今言います地域の応援をするためにそこにはお金をかけていくということになりますので、介護保険全体としていけば、抑えていく方向に効率的にお金を使っていきたいと考えているところです。

○立川委員 もう一点だけお願いですが、先ほどいろいろおっしゃいましたように、しかし特例というのがちょこちょこ出てくるわけですよ。ところが、保健課のほうはどうしてもサービスを抑えたいわけだから、特例とか、軽減措置というか、その広報は余りされないわけですよ。だから、一人一人の情報をしっかり聞いてあげて、おたくはこういう特例で何とかありますよとか、それを聞かないと、おたくはこういう特例に当てはまるということは、なかなか言ってくれないという苦情をよくお聞きするわけです。

この前お尋ねしたような、特養の分でも、3以上しか入れないですよ、ところがこういう事情で、私ところ子供もこうなって、もう親もこうなってどうにもならないといえば、介護度の低い方でも入所できますよね、特例で。その認定は、市がやっていますね。そういった特例をもう失礼な話ですが、もっとばんばん言ってあげて、それぞれ困っている家庭の相談に乗っていただきたいという気がするので、それをお願いします。いかがですか。

○高見介護福祉課長兼医療福祉連携課長 委員おっしゃるとおりだと思います。担当レベルといえますか、窓口、それから相談を受ける者は、本当に皆さんの立場に立ってより一層相談業務といえますか、困っていることに対して真摯に受けとめて対応していきたいと考えています。

〔「ぜひお願いしておきます」と立川委員発言する〕

○田口委員 課長、介護保険料を抑えるためにという言葉はやめてください。市民ニーズに合った形でサービスして、やっぱり備前市においてよかったと言われながら、結果的には介護保険の予算全体が下がったと、それには山本課長が一生懸命しているBポイントの成果であったり、いろいろなことが起きて全体としては介護保険事業の予算が下がりましたというふうに、頭から抑えようとする、どうしても無理が来るわけです。だから、先ほどの立川委員が言われたように、特例も認めたくない、なくなるわけですよ、費用が加算するから。結果としてもう一蓮託生ですよ。一生懸命頑張った成果、市民の皆さんのために頑張った結果が、介護保険料の値上げになったということは、もうやむを得ないじゃないですか。きゅうきゅうみんながあっちやこっちでぎくしゃくしながら我慢して、大変な思いをして、介護保険事業全体で費用が要らなかったと、下がったと言っても、それは誰も幸せではないですよ。課長ももうあと幾らかしたお世話にならないといけないようなことだから、自分のためにもやっぱり備前市の介護支援サービスが充実した町にするというのを前提にやっていただけますか。答弁要らないです。お願いします。

○掛谷委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに報告事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

***** 所管事務調査 *****

所管事務調査に入りたいと思います。

テーマについて言っていて、発言をしてください。

○橋本委員 きょうの資料で備前市バス年間運行経費見込みという資料が出ているが、これについて説明はないのか。

○坂本公共交通課長 この資料については、さきの委員会で星野委員から市バス化して1年間の運行見込み、経費の見込みを出してほしいということで、資料を作成しました。あわせて、橋本委員からも減価償却を含めた形で試算してほしい、概算でいいからこういった形で出してほしいという要望がありましたので、提出させていただきました。

資料の説明ですが、表の一番左側、路線名がございまして。八塔寺、和意谷とありますが、これは1年間なので、和意谷と三国東西線は半年行いまして、4月から三国和意谷線に統合しました。それとあわせて、4月からは南北閑谷学校のぞみ線、それから中段の寒河蕃山伊里線、これが4月からスタートさせた路線です。

中段に委託計がありますが、これは市内のタクシー事業者に委託している委託料の合計を挙げており、その下の三石、日生、寒河蕃山伊里線については、直営のため、この委託料のところには入っていませんが、それぞれの項目にあわせた数字を計上しています。最終的に、合計として運行経費は1億1,636万円の見込みで、これに減価償却費を合わせて総合計が1億3,606万7,000円の予定です。

下の段になりますが、市営バスの使用料が年間にして1,464万1,000円、運行経費を差し引きして、赤字相当分1億2,142万6,000円になったということです。

その下に米印がありますが、これは備前バスに補助金を出していた折の運行実績の経費です。市営化することによって両年度平均して約2,000万円が増額になったということです。

○橋本委員 最後のほうの説明ですが、平成25年、あるいは26年に備前バスに運行委託していたときのもろもろの経費が1億1,700万円余りと1億1,300万円余りで、この1年間1億2,100万円ほどの赤字、大した増加ではないということを恐らく公共交通課は言いたいというふうに、この資料を見てとれるわけですが、そう解釈してよろしいでしょうか。わずか1,000万円も増加していないと思います、これでは。もう一つは、備前バスの運行経費にこれだけの金額を挙げている、これが同じ土俵なのかということも1つわからない。以前は、備前バスのほうでスクールバスもやってもらっていたこともありまして、だから条件をある程度同じにしたら、果たしてどれぐらい市の負担額がふえるのかちょっとわかりにくいですね、これでは。

あわせて例えば南北閑谷のぞみ線は、この4月から運行開始して、これ以前なかったこと、ま

るで新しいことですから、こういったものの赤字部分は差し引いて計算をしないと、比較検討できませんよね、今までとは。そこら辺はどうなのか。そう大した赤字の増加にはなっていないということで、把握してよろしいでしょうか。

○坂本公共交通課長 委員おっしゃられたんですけども、一般質問でちょっと私細かい数字は把握していないですが、1週間の便数のことを一般質問でお答えしたと思います。ちょっと資料がないですけど……。

〔「いや、この備前バスは、私は質問を取り下げたと思う」と橋本委員発言する〕

それで、1週間、要は路線バスがふえても、新しい路線がふえてどうのこうのじゃなしに、1週間に動いている本数は減らせていますよと、4月の時点で。それでなおかつ幾らか路線の数をふやしたので、そのあたりは余り変更がないと、1年間で見るとということで、民間がやっても市営化しても同様の経費はかかるという考え方でいます。

それと、この表の中で、事務方の人件費が幾らかでも入っておればいいわけですが、これは入れていません。それを加えると、やはり幾らか増になるかなあとと思います。

○橋本委員 だから、そういったものをある程度入れるものは全部入れて、それで大体市営バスで年間これぐらいの赤字だと、これは備前市が負担しなければならないものだと、それと比較して以前日生運輸にお願いしていたころはこれだけ備前市の負担があったと、だからそれと比較してもそんなに変わらないということなのか、結構変わると、負担がふえたということなのか、そこら辺をしてくれないと、これを見る限りにおいては、以前1億1,700万円ほど経費がかかっていたのが、今は1億2,100万円ほどだと。だから、わずか400万円ほどふえただけだということで、非常にいいなと思うわけですが、1億2,142万6,000円ということで、赤で書いているでしょう、赤字で。これ赤字ですよ、年間の。違いますか。

○坂本公共交通課長 この赤で比較するのではなく、運行経費で比較していただければ2,000万円ほどふえているということです。この備前バスの運行経費で挙げているのは、備前バスの収入を入れていない費用なので、経費同士比較していただければと思います。

○橋本委員 我々が問題にしているのは、備前市がこの公共交通で路線バスでどれだけ負担していたのかと、今まで25年、26年では、備前市がこれだけ負担していたと、それが市営化されて負担がこれだけになりましたと、だから幾らふえましたとか、あるいはそんなにふえていませんとか、そういうことを我々は知りたいわけです。備前バスがやっていたときの運行経費で、これ収入を挙げているから、よくわからないが、それだったら別に運行経費なんかここに挙げてこなくてもいいですわ、私ら。市の負担がどうなったのかということが聞きたいわけです。

○坂本公共交通課長 それを言われると、7,200万円の補助金なので、確実に5,000万円以上はふえているのは、もう見るからにわかる話です。ただ、条件が違うのが、ここにはスクールバスも入っていないし、個々にスクールバスと路線バスをあわせていろいろ考えていくと、

5, 000万円という数字にはならないとは思いますが。スクールと路線バスを運営することによって、スケールメリットも出ていますので、単純にそういった比較をするのはどうかなという思いがあります。

○橋本委員 7, 200万円の日生運輸に対する補助、これとスクールバスの遠距離通学費、これはその7, 200万円とは別枠でたしか組んどったと思うんですよ。だから、7, 200万円とこれを比較してもだめなわけです。そこに対してスクールバスではこれだけお金払っていた、今度、今はこのスクールバスは別枠でとってやっていますから。だから、私たちは普通に考えると、民間へ委託していたころよりも大分備前市の負担はふえたと、だから心配だと、そしたら減便をしたり、新たな路線の開設というのは、少し自制したほうがいいとか、そういういろいろな議論が沸いてくるわけだけど、今のやり方を見ていたら、ああ何人かの者がこの路線もあったらいいなあとかと言えば、はいそれではやりましょうかという格好でやっていると、私はこの公共交通にける備前市の費用負担がどんどん増大してくると、それを私は懸念している。いや、もう想定内だと、これぐらいでいいと言われるのであれば、それはそれでやっていただければ結構です。私は、少し懸念しています。

○坂本公共交通課長 御意見ありがとうございます。

やはり市営化は余儀なくされたというのもあるわけですが、今後は経費節減に努めて効率的な運営によって財政的なお荷物にならないようにはしなければならぬと考えています。

○川崎委員 資料を見て、1億2, 100ほどの財政負担ということですが、備前バスの運行経費、私もたしか7, 000万円前後しか援助していなかったのに、ここで4, 000万円もふえた運行経費が出てくるのかというのが疑問で、一体この内訳はどうなっているのでしょうか。

○坂本公共交通課長 備前バスの補助金については、予算の範囲内で支払いをしていたので、2, 500万円以上赤字が残ったままで補助していると。要は、全額補助はしていなかったということです。備前バスは、赤字を抱えたまま毎年そういった状態が続いていたという状況です。

○川崎委員 いやいや7, 200万円に2, 500入れても9, 700で、この1億1, 700という数字は出てこないではないか。その他、経費どうなっているのか。

○坂本公共交通課長 先ほど言ったように、収入を入れてないので、収入を入れて差し引きすれば九千何がしの要は赤字になって、7, 200万円しか補助していないということで、残額は2, 500万円赤字、備前バス自体は2, 500万円の赤字になったということです。

○川崎委員 ということは、収入抜きにして、備前バスのかかった支払い経費の総額を計上したということですか。

○坂本公共交通課長 そのとおりです。

○川崎委員 結局、備前バスは、2, 500万円もの赤字を抱えながら、子供たちや市民の足として貢献するために赤字覚悟で何十年やったのか知りませんが、貢献したということですか。

○坂本公共交通課長 結果的には、全額の欠損補助ではなかったもので、そういうことになりま

す、はい。

○田口委員 橋本委員も言われたように、課長、実際に備前バスの運行経費がこれだけかかっていたということは、もう臆測も含めて入っているわけだから、ここの数字は7, 200万円、それ以上のこと書く必要はないわ。

それと、皆さん方の人件費もちょうんと入れてくれないと、隠そう隠そうとするのが見え見えだ、これ。本来はこんなものは特別会計だ、バス運行事業というようなことは。それを一般会計の中でしているわけだから、より透明化して、みんなに見えるように、ある意味通学バスが教育委員会のあるわけだけど、その部分もちょうんと把握して、全体でこうなりますと、ただし備前バスには7, 200万円等を補助していたという話で、ちゃんと出してくれないと、委員長、これつくり直して出してもらって。さも備前市がやっても幾らもかかっていない、違わないというためにつくった資料じゃ、これ。委員長のほうから……。

○掛谷委員長 坂本課長、今の田口委員の話ですが、できますか。

○坂本公共交通課長 なかなか個々の数字を出すのが困難ですが、何かの目安で理由づけをすれば、職員の給与にしても出せる数字ではないかとは思いますが。全体的で考えてつくることは、時間はかかりますが、可能だとは思いますが。よろしいですか、それで。

○田口委員 そんなに時間もかからないでしょう。バス経費は7, 200万円、通学バスは教育委員会でちょっと話をして、あと給料を入れる、簡単な話だ。難しく難しくしているだけじゃ、課長。

○坂本公共交通課長 その人件費が一番難しいところで、その適当な数字を出すのに何をを使うかということになるわけです。何時間路線バスに費やした、ほかの委員会に何ぼ使ったのかと、そういう案分といいますか、振り分けも必要なので、単純に出すのはおかしいかなと思います。

○田口委員 いやあ、公共交通だからじゃなあ、適当にしたらええ。

〔「一々ストップウォッチ持って時間をはかるわけにいかない」と呼ぶ者あり〕

難しいことあるかあ。別にまちづくりの中にいるのがしているわけじゃない。

〔「出てきてから議論したらいい」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 どう考えるかなあ、その基準は。もう皆さんが納得いくような形で出すしかないでしょうね、人件費は。その辺は、お任せするしか、我々もわからない。

○坂本公共交通課長 事業ごとに施策評価があるので、その数字を使わせていただくということでもよろしいでしょうか。

○掛谷委員長 いいでしょう、それも。

○坂本公共交通課長 それで全体を整えて出すようにします。

○掛谷委員長 今田口委員おっしゃったところも含めて、人件費、それからスクールバス等含めた形でつくりかえて、早目に出してください。

○田口委員 ちょっと話は変わるが、一般質問で船の話を見せてもらったら、山陽新聞が詳しく、正式には10月1日から就航だと。船は3月末に連れて帰ると、ただし正式な航路認定がおりてないので、10月から運行という話の中で、本来ことしの10月から、例えば頭島をバスが走るという話も山陽新聞に載せたりして、それを来年の春からになりますというふうな訂正文、また回覧を回して、それを今度また10月から船が新しい航路で走るとすると、それではバスもまた来年の10月からになるのではないかということになるので、もう課長、市長に何ぼ言われても、決まっていないことはもう発表するな。きょうも個人的に山陽新聞に真に受けて何でもかんでも書くなよと、おまえうそつきになるぞと言うたわけだけど、その辺ちゃんとしとってよ。それで、いつになるのか、どういうふうにするのか、あれは多分平成26年9月ごろの船の予算でしょう。去年の予算ではないはず。一生懸命現職の市長も頑張っているわけだから、やっぱりそれに見合ったような発表してやってえよ。よろしくお願いします。

答弁を聞いていたら、また次言わないといけないようになる。もう言うだけで終わらせておこう。

○掛谷委員長 今の件はそれで。

ほかには。

○山本副委員長 伊部地区の認定こども園ですが、29年度の工事期間中、殿土井保育園の園児は伊部幼稚園の園舎と園庭に仮設の園舎を建てて対応するということですが、どれぐらいの規模の仮設園舎かわかりませんが、運動会などの行事はどのように対応する予定ですか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 仮設園舎についてですが、伊部幼稚園で西側部分に今考えています。なるべくグラウンドも狭くならないような方法とは思っています。実際に設置してみて、もし狭いという話があれば、保護者を含めて協議になるかとは思っています。

○山本副委員長 続けてですが、保育園の無料化ですが、年齢で違うと思うが、保護者の方などの負担が平均的にどのようになっているか、その内訳を教えてくださいませんか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 保育園の保育料については、資料を提出させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

○掛谷委員長 はい、どうぞ配付してください。

説明してください。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 資料の説明をさせていただきます。

今、備前市において、保育料の無料化ということで、現在1歳児から2歳児が9,500円、3歳児から5歳児が6,500円と、今しています。

この表については、保育園、こども園、幼稚園ということで、まず保育園の年齢ということで順番に入れさせていただいています。

保育料の月額ということで算定基準額、これは平成28年度の保護者の所得金額に応じた通常徴収する保育料をここに計算して、平均値を出しています。保育園ですと、ゼロ歳児が平均値と

して1万5,368円、1・2歳児が1万7,692円、3歳児が1万4,661円で4・5歳児が1万3,930円となっています。その右側が、現在徴収している金額ということで列記させていただきます。

備考については、現在の1・2歳児の保育料とあと園が別途徴収する絵本代とか、そういったものについて記載させていただきます。

保育園、こども園、幼稚園が現在徴収している金額がこのようになっています。

○橋本委員 今の説明を聞いてもよくわからないが、保育料はゼロ歳児を除いて全部無料ですよ。無料だが、今1歳、2歳児から9,500円取っているのか。絵本代420円は別途と書いていますが、420円以外にもやっぱり徴収しているのか。そこら辺が何かよくわからない、保育料は無料だが、給食代はもらうよとか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 申しわけありません。

今、橋本委員言われたように、給食代と保育材料費として1、2歳児が9,500円で3歳児以上が6,500円徴収しています。

○橋本委員 そうしたら、幼稚園で例えば要保護、準要保護という制度があつて、保護者が一定額未満の所得の場合は、給食代なんか全部無料になると思うが、そういった分と保育料無料化との比較はどうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 生活保護世帯とかそういった保育に関しては無料、ゼロになります。

○橋本委員 保育園もそういう生活保護世帯なんかは給食費や保育材料費は、一切取らないということでもいいわけですね。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、そのとおりでございます。

○田口委員 課長、この書き方が、行政的で非常にわかりづらい。例えば、保育料は保育料でええ、別に、この備考欄に書いているのを、継ぎ足して、例えば保育料全体の経費を書いて、それで実際にこれだけになりますと。その平均を出したらあかんわ。やっぱり高い人と安い人を、平均については誰も聞いていない。どういうことになっているのかといえば、例えば5万円の人が、幾らだったらこれだけ安くなつとりますとか、お金を払っている園児の中で一番安いのと一番高いのを比較に出さないと、平均出したってわからない、現実的には。そうしたほうが保育料もこれだけ安くしているというて、よくわかるでしょう、高い人を載せると。そういうことじゃないんかなあ。前にこれを持ってきて、伊里の認定こども園ができたときに、高くなったと怒っている人がおったよ。何で高くなったのならといえば、給食が入るから、今まで入ってない。それまでは給食は何で日生だけして、備前のほうはしてくれないのならと怒っていても、給食費が入ると、そうやって高くなったと言う人もおるわけだ。実際にお金がこれだけ要るわけですよ、無料化にしても。そのお金はこういうお金ですというふうに、この備考はもうなしにして、前に持って行って、ちょっと作り直して。

○掛谷委員長 丸尾課長、今田口委員がいうように、最高とか最少とか調べて、そんなことはできますか、あわせてちょっと。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今、備考欄に入っている数字がそのまま保育料に入ってくるということで、とりあえず一番ですよねえ、合計額という格好ですから。

○田口委員 いや、保育料は保育料で、それは何とかという必要経費に給食代とかと書いたらいいわけ、絵本代とかというのをつくったらいいいわけじゃが、そういう列を。そうすればよくわかる。それで、最終的にこれだけ安くなっていますよと。

○掛谷委員長 今、言っていることがわかりますか。できますか、課長。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 基本的に、その内訳ということですか、全体的に、全部の中で。

○田口委員 いやいやそれも入っている、備考に載せずに前にして計算したらわかりやすいと言っている。

○掛谷委員長 いいですか。できますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、作成してみます。

○川崎委員 平均値を出しているというなら、私は平均値ではなく実額でいったほうがわかりやすいのは当たり前で、ゼロ歳児は1万5,369円、これも所得によって3段階あるのか、5段階あるのか知らないが、それぞれの年齢の所得階層別に一覧表を出して、それぞれが今どれだけ負担していたかと、それに対して給食費や絵本代を引いた保育料が階層別、所得別によってこれだけ負担しているということで、私も本気で考えたら、高額な保育料を払っている人ほど無料化によってメリットを受けているというのが、何となくこれを見て実感したので、総額幾らではなく、階層別、年齢別、所得別を全部一覧表にゼロ歳児からこども園含めて、年齢と所得別の今まで徴収していた金額と今回無料化によってこれだけ市が負担しているということを出していただいて、あとはそれぞれの所得別の人数だけ掛けた総額、今保育園、こども園にどれだけ無料化によって市が負担しているかという、掛ける人数で全部出てくるでしょ。参考までに掛ける人数も、対象人数まで書いて、その一例をそれぞれ別に載せていただければ、一目瞭然で全てがわかると思います。そういう資料を出していただければ何も言うことはない、文句のつけようがないと思います。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 ちょっと考えて作成してみます。

○川崎委員 考えるより、現実にそうしているわけでしょう。1歳から5歳の人が全て保護者の所得によって何段階かに保育料は違うわけでしょう。全て違う保育料がこれだけ要ると、給食費含めて。これだけ徴収していると、所得別に。それに対して保育料だけ無料になるということは、給食費とか引いたら、保育料が今真ん中のこの月額保育料というのが出てくるわけだから、結局給食費など無料になっていないものを差し引いた残高は全部市が面倒見ているわけでしょう。そういうのをを出していただいたら一目瞭然じゃないですか。

○掛谷委員長 今のは、階層別につくってくれということで……。

〔「所得別」と川崎委員発言する〕

所得でも、所得によって違うでしょう、変わってくるでしょう、保育料が、当然。そのところを全部の階層が要るわけですか。

○川崎委員 いやいやよくわからないけど、5段階か7段階から知らないが、こども園についてはどうなっているのかも勉強不足で申しわけないけど、保育園については相当所得額によって1万円ぐらいから3万5,000円とか、それぐらいの差があったと聞いているので、そういうもう現実の条例に適用した所得別のゼロ歳児から5歳児まで、全て出していただいたら一目瞭然じゃあないですか、それに掛ける人数、それぞれ対象人数を掛けると、今までどれだけ収入があった者が無料で補填することによって市が負担しているかということも一目瞭然だということですよ。

○掛谷委員長 今言ったこと、大体おわかりですか。作成できますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、してみます。

○田口委員 課長、できたら、委員長にこういう表だったでしょうかというて、1回確認しておけば、またここでぎゃんぎゃん言われんでもええわけじゃ。

〔「はい、わかりました」と丸尾子育て支援課長兼こども育成課長発言する〕

そういうことでお願いします。

○掛谷委員長 はい、了解。

○山本副委員長 保育士の人数の関係もあるでしょうが、ゼロ歳児はもう当分市では現状のままですか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 検討はしていくことにはなろうかと思えます。

○掛谷委員長 これについてもいろいろ考えていただいて、いい資料をつくって、また出していきたいと思えます。

それでは、違う所管事務調査で。

○星野委員 こども園についてですが、当初予算の参考資料に伊部こども園の新築と日生幼稚園、日生保育園の既存施設を改修し、一体化するという予算が計上されていたが、日生地区の進捗状況はどうでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 日生地区については、保護者との話をしている中で、近々設計書ができるというふうに思っています。

○星野委員 日生のこども園になるでしょうが、いつごろ開園の予定をしているのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 日生地区に関しては、平成30年4月を目標に準備を進めています。

○星野委員 こちらも当初予算に計上されていたが、伊里こども園の駐車場の舗装工事、こちら

はなかなか始まる気配がないが、入札情報を見たら入札は終わっているみたいですが、いつごろ開始される予定ですか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 舗装工事については、今月入札が終わり、今業者と現場のほうでは協議をしています。近いうちには工事に入ると聞いています。

○掛谷委員長 ほかには。

○田口委員 税務課前の長椅子のパーティションをつくってくださっていました。ありがとうございます。できれば幅をもう30センチぐらい広げても通行に支障ないと思うので、課長、その辺も検討してみてください。ありがとうございます。答えはいいです。

それと、せっかく病院の事務長方がおられるので、私も6月からいろいろ入院して、診察券のないのはもう川崎病院だけですが、あっちこっち行ってもどこへ行っても岡山市内は全部カード払いができるわけですね。長期入院した場合でも、前日にしか言ってくれないわけです、あした50万円要りますよという話を。カードだったら限度額さえあれば払えるわけです。日生病院、まあそらあ、吉永も備前病院も個室でたかだか二千数百円、3,000円以内だから、むちゃくちゃなお金にならないにしても、そういうこともやっぱり今の世の中、コンビニで住民票がとれる町が、市立病院に行ったらカードでお金が払えないというのも、何か不自然かなあと思うわけですが、いかがでしょうか。

○植田病院総括事務長（日生病院） 御指摘を受けまして、検討していきたいと思います。

○田口委員 そらあ前向きに検討しますというて……。

○掛谷委員長 どうですか。

○植田病院総括事務長（日生病院） 大きな障害はないと思いますので、前向きに検討させていただきます。

〔「よろしく願います」と田口委員発言する〕

○掛谷委員長 ほかには。

○星野委員 Bポイント制度についてですが、現在どのようなスポーツ大会でポイントがもらえるのか。

○大道文化スポーツ課長 スポーツフェスティバルとか、市の主催の全市的な行事という捉え方で可能です、はい。捉え方でしてください。

○星野委員 といいますのが、先日開催された伊里地区の「なわとび・マラソン大会」の市長の来賓挨拶で、大々的にBポイント制度をPRしていたが、地区が行う大会ではポイントはもらえないですね。今後地区が行うスポーツ大会にもこのBポイントの制度を拡大していくという考えはないでしょうか。

○大道文化スポーツ課長 関係課と協議してみたいと思います。

〔「願います」と星野委員発言する〕

○田口委員 Bポイントが出たので、知る人ぞ知るという話の中で、なかなか浸透してないと思

うわけです。健康マラソンのときは、Bポイントと言われたけど、私は断ったわけですけど、課長、やっぱり一生懸命頑張っであっちこっちやっている、例えばうちの島でもやっていますよ、オレンジサロン、何でもらえないのかというような、そのモデル地区でしている事業にしても、職員そのものがBポイント制度を理解していない職員がいっぱいいると思うんですよ。とりあえず、備前市の職員にもっとアピールしてください。それから、市民に向けて啓蒙を図るのが、私はわかってもらいやすいのかなあと、我々議員も知らないとかかんのでしょうけど、と思うが、課長、いかがですか。

○山本保健課長 職員には知ってもらってほしいということですが、これをスタートさせる6月には部課長会議等でも各課の課長方の出席のもとに説明させてもらい、担当課としても職員の登録も積極的に勧めるということで、保健福祉部の職員等が中心になって職員の加入も多くの方にしていただいたということをやっています。

それから、先ほどの補足ですが、備前市が主催のものについてポイントの対象としているということを文化スポーツ課長が申し上げましたが、要綱的には市が主催していなくてもできるという要綱をこしらえているので、ただ何でもかんでも対象にするということではなくて、ある程度ポイントを付与するということは、公正なことをしなければならないということになりますので、団体のほうが協力をしていただけるということであれば、その都度ケース・バイ・ケースで協議をさせていただいて、ポイントはつけていこうというふうに、来年度は思っています。

それから、先ほどサロンのお話でしたが、今年度は介護福祉課等がやっているサロンについては対象になっておりませんが、来年度から対象にしたいということで、それも協議をいたしています。来年度については、対象事業もかなりふえていくというふうに、今のところ思っています。

○山本副委員長 関連で、今大体何%ぐらいの方が加盟されているのか。

○山本保健課長 現在3,900人弱の方が登録をされておりますので、今年度の見込みとしては4,000人程度になるかなというふうに、今考えています。

○山本副委員長 4,000人程度という、ちょっと漠然とした数字ですが、きちっとした目標数値とかは立てられるのか。

○山本保健課長 今年度の当初予算のときにも説明させていただきましたが、目標としては人口の1割の方に少なくとも登録してもらいたいということで、4,000人程度の予算を計上させてもらっていたので、おおむね初年度の目標については達成できたと、今考えています。

○掛谷委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上をもちまして厚生文教委員会を閉会します。

大変御苦勞さまでした。

午後2時21分 閉会